

## 資料1

### 令和7年度(第5回) 大分県道路メンテナンス会議

◇日時： 令和 7年11月27日(木)13時30分  
◇場所： 大分河川国道事務所・別館2階会議室

#### 議 事 次 第

##### 1. 開 会

##### 2. 挨 捶 大分県道路メンテナンス会議 会長

##### 3. 議 事

##### I. 点検実施状況及び修繕着手等の状況

###### 1) 道路メンテナンスの点検修繕実施状況と課題について

- ① 道路メンテナンスに関する取り組みの経緯
- ② 橋梁、トンネル等の修繕等措置の実施状況《全国》
- ③ 判定区分IVの橋梁の措置状況<全国>
- ④ 個別施設計画の策定状況《全国》
- ⑤ 点検実施者の保有資格の状況《全国》

###### 2) 九州・大分県の点検実施状況及び修繕着手率

- ① 橋梁、トンネル等の点検実施状況・判定区分
- ② 橋梁、トンネル等の修繕等措置の実施状況

##### II. 点検及び修繕率向上に向けた自治体支援について

###### 1) 点検及び修繕率向上に向けた自治体支援について

- ① 道路メンテナンス事業補助制度・優先的な支援

###### 2) 九州地方整備局の自治体支援

- ① 直轄診断・修繕代行（呼子大橋・天大橋・樋島大橋）
- ② 溝橋、点検支援技術講習会

##### 4. 意見交換

##### 5. 閉 会

令和7年度(第5回)「大分県道路メンテナンス会議」(本会議)・跨道橋連絡会議 出席者

2025年11月27日

	所 属	委 員			跨道橋（法定外）の管理者				委員の代理出席		随行者等		(専門部会 (○委員が重複) (△同部署・★他部署)			
		役職等	氏 名	出席	担当部課・役職	氏 名	出席	役 職	氏 名	役 職	氏 名	跨道橋	道路 鉄道	技術 検討	地下 占用物	
会 長	国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所	事務所長	谷川 征嗣	●						技術副所長 総括保全対策官	古原 正人 濱 功一	○	○	○	○	
副 会 長	国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所	事務所長	峰 潔毅	●						技術副所長	谷口 康宏	○	○	○	○	
副 会 長	西日本高速道路（株）九州支社 大分高速道路事務所	事務所長	立木 英明	×				副所長	横尾 和彦	統括課長	濱崎 貴志	○	○	○	○	
副 会 長	大分県 土木建築部 道路保全課	道路保全課長	北野 善隆	●						参事（総括）	柳井 昭紀	○	○	○	○★	
委 員	大分市	土木建築部長	小野 晃正	×	土木建築部 土木管理課長		×	土木管理課 技師	石本 寛陽			△	○	○	○★	
委 員	別府市	建設部長	山内 佳久	●	建設部 都市整備課長		×			都市整備課 主査	時枝 徹	△	○	○	○★	
委 員	中津市	建設部長	門脇 隆二	×	商工農林水産部 耕地課長	河野 誠	●	建設土木課長	江河 和祐	建設土木課 主幹（総括） 建設土木課 主幹（総括）	村上 隆弘 藤田 礼示	★	○	○	○★	
委 員	臼田市	土木建築部長	大友 得央	×	土木建築部 土木課長		×	土木課 主査	松本健太郎	土木課 技師	井上 龍己	△	○	○	○★	
委 員	佐伯市	建設部長	武田 哲寿	×	建設部 用地管理課長		×	建設課 課長補佐	大畠 郁			△	○	○	○★	
委 員	臼杵市	建設課長	小坂 郡師	●						総括課長代理	廣田 弘幸	○	○	○	○★	
委 員	津久見市	土木管理課長	神河 悅史	×				土木管理課 主幹（総括）	加茂 弘敏	土木管理課 主査	宮子 雄太	○	○	○	○★	
委 員	竹田市	建設課長	大塚 幸治	●								○	○	○	○★	
委 員	豊後高田市	建設課長	馬場 政年	×				建設課 主事	常廣 昂生						○★	
委 員	杵築市	建設課長	太田酉一朗	×				建設課 主幹	口羽 創平	建設課 主査	末弘 幸穂	○	○	○	○★	
委 員	宇佐市	建設水道部長	井元 誠二	×	建設水道部 土木課長	川上 公平	重複 出席	建設水道部土木課 土木課長	川上 公平	土木課 道路維持係主幹（総括）	大友 孝史	△	○	○	○	
委 員	豊後大野市	建設課長	高橋 欣也	×	財政課長		×	建設課 参事	佐藤 康宏			★	○	○	○★	
委 員	由布市	建設課長	衛藤 武	●						副主幹	後藤 勇治	○	○	○	○★	
委 員	国東市	建設課長	鹿上 智宏	●								○	○	○	○★	
委 員	姫島村	建設課長	奥 俊二	●											○★	
委 員	日出町	都市建設課長	藤井 英明	×				都市建設課 課長補佐兼係長	浅田 隆宜	都市建設課 技師	竹林 凌	○	○	○	○★	
委 員	九重町	建設課長	梅木 紀利	●						建設課 リーダー	五十川 宏	○	○	○	○	
委 員	玖珠町	建設水道課長	志津里 薫	●	会計課長	神田 裕一	×			建設水道課 主任技師	浅野 雄哉	★	○	○	○	
オブ ザーバー	公益財団法人 大分県建設技術センター	技術部長	宇佐野玄太	●						技術部 技幹兼技術支援推進室長	鶴見 孝明			○	○	
	九州旅客鉄道（株） 建設工事部 施設課	担当課長	桑原 大亮									○				
道路鉄道 連絡会議	国土交通省 九州運輸局 鉄道部 技術・防災課	技術・防災課長	松尾信一郎									○				
整備局	国土交通省 九州地方整備局 道路部 (MC)	道路保全企画官	鍬 淳司	×				道路管理課 (MC) 技官	那須 花			○	○	○	○	
	国土交通省 九州地方整備局 道路部	地域道路調整官	永田 哲也	×				地域道路課 課長補佐	岸川 修	地域道路課 技官	川崎 裕大	○	○	○	○	
	国土交通省 九州地方整備局 九州道路メンテナンスセンター	センター長	寺尾幸太郎	●						技術第一課 技官	大橋 広暉	○	○	○	○	
事務局	国土交通省九州地方整備局 大分河川国道事務所 道路管理第二課 課長					伊藤 直哉	●			保全対策官	平山 絹一					
	国土交通省九州地方整備局 佐伯河川国道事務所 道路管理課 課長					平川 篤貴	●			保全対策官	中村真一郎					
	国土交通省九州地方整備局 延岡河川国道事務所 道路管理課 課長					今村 直人										
	西日本高速道路（株）九州支社 大分高速道路事務所															
	大分県 土木建築部 道路保全課 主幹（総括）					橋本 朗雄	●			防災・保全班 技師	釣宮 泰大					

# 令和7年度（第5回）大分県道路メンテナンス会議 座席表

## 【専門部会】跨道橋連絡会議

令和7年11月27日（木）

出入口

音響  
演台

★ 会場係

道路部・メンテナンスセンター	大分県	NEXCO
----------------	-----	-------

九州地方整備局 地域道路課 課長補佐	九州道路メンテナンス センター長	大分河川国道事務所 佐伯河川国道事務所長	大分県 道路保全課長	西日本高速道路（株） 大分高速道路事務所 副所長
--------------------------	---------------------	-------------------------	---------------	--------------------------------

【随行】

【委員】

(会長) (副会長)

【委員】

【随行】

廊下

出入口

別府市  
都市整備課 主査 ● 別府市  
建設部長

日田市  
土木課 技師 ● 日田市  
土木建 主査

臼杵市  
建設課 総括課長代理 ● 臼杵市  
建設課長

津久見市  
土木管理課 主査 ● 津久見市  
土木管理課 主幹（総括）

豊後高田市  
建設課 主事

杵築市  
建設課 主査 ● 杵築市  
建設課 主幹

宇佐市  
主幹（総括） ● 宇佐市  
土木課長

国東市  
建設課長

姫島村  
建設課長

日出町  
都市建設課 技師 ● 日出町  
都市建設課 課長補佐

事務局 (大分課)(大分副)	事務局 (総括)(佐伯副)	事務局 (佐伯課)(佐伯保)
-------------------	------------------	-------------------

事務局 (大分保)(大分県)	( ) ( )
-------------------	---------

( ) ( )	事務局 ( ) ( )
---------	----------------

● 大分市  
土木管理課 技師

● 中津市  
建設土木課長

● 中津市  
耕地課長

● 佐伯市  
建設課 課長補佐

● 竹田市  
建設課長

● 由布市  
建設課長

● 由布市  
建設課 副主幹

● 豊後大野市  
建設課 参事

● 九重町  
建設課長

● 玖珠町  
建設水道課長

● 玖珠町  
建設水道課 主任技師

● 大分県建設技術センター  
技術部 技幹兼室長

廊下

出入口

記者席

★ 会場係

- 市町村の三つの課題（人不足・技術力不足・予算不足）に対し、国と大分県が連携して、支援方策等を検討し、それらを活用・調整するため『道路メンテナンス会議』を設置。

## 現状の問題点

- 三つの課題（人不足・技術不足・予算不足）により、点検が進まない、点検結果の妥当性が確認できない、適切な修繕等が実施できない。

## 新たな対応策

- 国と大分県が連携し、『大分県道路メンテナンス会議』を設置（平成26年5月26日）
  - 【体制】・地方整備局（直轄事務所）・西日本高速道路（株）・大分県・県内18市町村  
・大分県建設技術センター・九州旅客鉄道（株）の部課長等が委員
  - 【部会】・高速道路（H26）・跨道橋（H27）・道路鉄道（H29）・技術検討（H30）・地下占用物（R7）
  - 【役割】（大分県道路管理施設の安全安心の推進）
    - ① 研修・基準類等に関する連絡調整
    - ② 点検・修繕等の促進に関する連絡調整
    - ③ 点検・措置状況の集約・評価・公表
    - ④ 技術的な相談対応
  - 【開催】（定期的な開催により情報共有）
    - ・H26（3回）・H27（3回）・H28（2回）
    - ・H29（3回）・H30（3回）・R元（2回）
    - ・R2（1回）・R3（2回）・R4（3回）
    - ・R5（3回）・R6（3回）・R7（6回予定）





# 大分県道路メンテナンス会議 規約

## (名 称)

第1条 本会は、「大分県道路メンテナンス会議」(以下、「会議」という。)と称する。

## (目 的)

第2条 会議は、道路法第28条の2の規定に基づき設置するもので、大分県内の各道路管理者等が相互に連絡調整を行うことにより、適切な道路構造物の保全を行い、円滑な道路管理の促進を図ることを目的とする。

## (所掌事項)

第3条 会議は、第2条の目的を達成するため、次の事項について所掌する。

- (1) 道路インフラの維持管理等に係る管理者意識の浸透・情報共有に  
関すること。
- (2) 道路インフラの点検・診断及び措置等の集約・調整・支援に関すること。
- (3) 道路インフラの維持管理技術に関すること。
- (4) その他、道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項。

## (組 織)

第4条 会議は、別表一に定める大分県内の各道路管理者で構成するものとする。

2. 会議には、会長及び副会長を置くものとし、会長は、国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所長、副会長は、国土交通省九州地方整備局佐伯河川国道事務所長、大分県土木建築部道路保全課長及び西日本高速道路会社九州支社大分高速道路事務所長とする。
3. 会議は会長の招集により開催するものとし、会議進行は会長が務める。
4. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
5. 会議には、必要に応じ会長が指名するものを出席させることができる。
6. 本会議の下部組織として「作業部会」を設置するものとし、各道路管理者の実務担当者を充てるものとする。

## (専門部会)

第5条 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため「専門部会」を設置する  
ことができるものとする。

2. 「専門部会」として、『大分県高速道路を跨ぐ橋梁の維持管理に関する連絡協議会』を置く。
3. 「専門部会」として、『大分県跨道橋連絡会議』を置く。
4. 「専門部会」として、『大分県道路鉄道連絡会議』を置く。
5. 「専門部会」として、『大分県技術検討部会』を置く。
6. 「専門部会」として、『大分県地下占用物連絡会議』を置く。

(事務局)

第6条 会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 事務局は、国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所道路管理第二課、国土交通省九州地方整備局佐伯河川国道事務所道路管理課、大分県土木建築部道路保全課及び西日本高速道路株式会社九州支社大分高速道路事務所が担うものとする。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正等は、本会議の承認を得て行うことができる。

(その他)

第8条 本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(附 則)

本規約は、平成26年 5月26日から施行する。

本規約は、平成26年10月30日から施行する。

本規約は、平成27年 1月15日から施行する。

本規約は、平成28年 2月 8日から施行する。

本規約は、平成29年 3月 7日から施行する。

本規約は、平成30年 7月25日から施行する。

本規約は、令和 4年11月14日から施行する。

本規約は、令和 5年11月20日から施行する。

本規約は、令和 7年 4月30日から施行する。

(別紙-1)

## 大分県道路メンテナンス会議 名簿

令和5年11月20日

	所 属	役 職	備 考
会 長	国土交通省 九州地方整備局	大分河川国道事務所長	
副会長	国土交通省 九州地方整備局	佐伯河川国道事務所長	
副会長	西日本高速道路（株） 九州支社	大分高速道路事務所長	
副会長	大分県 土木建築部	道路保全課長	
委 員	大分市	土木建築部長	
委 員	別府市	建設部長	
委 員	中津市	建設部長	
委 員	日田市	土木建築部長	
委 員	佐伯市	建設部長	
委 員	臼杵市	建設課長	
委 員	津久見市	土木管理課長	
委 員	竹田市	建設課長	
委 員	豊後高田市	建設課長	
委 員	杵築市	建設課長	
委 員	宇佐市	建設水道部長	
委 員	豊後大野市	建設課長	
委 員	由布市	建設課長	
委 員	国東市	建設課長	
委 員	姫島村	建設課長	
委 員	日出町	都市建設課長	
委 員	九重町	建設課長	
委 員	玖珠町	建設水道課長	

(整備局) 委 員	国土交通省 九州地方整備局 道路部	道路保全企画官	
	国土交通省 九州地方整備局 道路部	地域道路調整官	
	国土交通省 九州地方整備局 九州道路メンテナンスセンター	九州道路メンテナンスセンター長	

オブザーバー	(公財) 大分県 建設技術センター	技術部長	
	九州旅客鉄道（株） 建設工事部 施設課	副課長	

(参考)

事務局	国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所	総括保全対策官	
	国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所	技術副所長	
	西日本高速道路（株） 九州支社 大分高速道路事務所	統括課長	
	大分県 土木建築部 道路保全課	参事（総括）	



# 大分県高速道路を跨ぐ橋梁の維持管理に関する連絡協議会 会則

## (名 称)

第1条 本協議会は、「大分県高速道路を跨ぐ橋梁の維持管理に関する連絡協議会」(以下「本連絡協議会」という。)と称する。

## (目 的)

第2条 本連絡協議会は、高速道路の安全性を確保するため、大分県内における高速道路を跨ぐ橋梁(以下、「高速道路跨道橋」という。)の適切な点検、補修の実施及び必要な耐震補強の実施について、高速道路跨道橋の管理者と西日本高速道路株式会社との間で、情報共有の体制を構築するとともに、その対策等に関する必要な事項の、協議調整を図ることを目的とする。

## (対象箇所)

第3条 対象箇所は、大分県内の高速道路跨道橋とする。

## (業 務)

第4条 本連絡協議会は、その目的を達成するために、対象箇所に係る以下の事項について、情報共有及び協議・調整を行う。

- イ) 点検結果、維持管理状況(補修計画、耐震補強等)の共有に関すること
- ロ) 点検、補修及び耐震補強の対策実施にあたっての問題、課題に関すること
- ハ) 上記問題、課題に対する対応策に関すること
- ニ) 高速道路の交通規制計画に関すること
- ホ) 情報共有の仕組みに関すること
- ヘ) その他必要な事項に関すること

## (構 成)

第5条 本連絡協議会は、別表一に掲げる者をもって構成する。

## (開 催)

第6条 本連絡協議会は、原則年1回開催するものとする。

2. 前項に定めるもののほか、構成員が必要と認めた場合は、関連する者を招集できるものとする。

## (事務局)

第7条 本連絡協議会の事務局は、西日本高速道路株式会社大分高速道路事務所とする。

## (雑 則)

第8条 この会則に定めるもののほか、本連絡協議会の運営に必要な事項に関することは、その都度協議して定めるものとする。

## (付 則)

この会則は、平成25年11月15日から施行する。

この会則は、令和4年11月14日から施行する。

(別紙一)

## 大分県高速道路を跨ぐ橋梁の維持管理に関する連絡協議会 構成員

令和4年11月14日

構成組織		構成員	備考
大分県	道路保全課	参事(総括)	
大分市	土木管理課	課長	
別府市	都市整備課	課長	
中津市	建設土木課	課長	
日田市	土木課	課長	
津久見市	土木管理課	課長	
杵築市	建設課	課長	
宇佐市	土木課	課長	
由布市	建設課	課長	
日出町	都市建設課	課長	
九重町	建設課	課長	
玖珠町	建設水道課	課長	
西日本高速道路(株)	九州支社	保全課長	
西日本高速道路(株)	九州支社 大分高速道路事務所	所長	
西日本高速道路(株)	九州支社 久留米高速道路事務所	所長	

(オブザーバー)

国土交通省	九州地方整備局 道路部	道路保全企画官	
国土交通省	九州地方整備局 道路部	地域道路調整官	
国土交通省	九州地方整備局 九州道路メンテナンスセンター	九州道路メンテナンスセンター長	
国土交通省	九州地方整備局 大分河川国道事務所	総括保全対策官	
国土交通省	九州地方整備局 佐伯河川国道事務所	技術副所長	

事務局	西日本高速道路株式会社 九州支社 大分高速道路事務所
-----	----------------------------

# 大分県跨道橋連絡会議 規約

## (名 称)

第1条 本連絡会議は、「大分県跨道橋連絡会議」(以下「連絡会議」という。)と称する。

## (目 的)

第2条 連絡会議は、大分県道路メンテナンス会議規約第5条第3項に規定の「専門部会」に位置付けるものとし、大分県内における次条に規定する対象施設について、対象施設の管理者及び関係する道路管理者間で協議・調整を行うことにより、対象施設の予防保全・老朽化対策の強化等を図ることを目的とする。

## (対象施設)

第3条 対象施設は、大分県内の高速道路、直轄国道及び地方道路公社道路の全ての道路並びに補助国道、県道及び市町(村)道のうち「緊急輸送道路」に指定されている道路を跨ぐ道路法上の道路以外の施設(ただし、鉄道橋を除く。)とする。

※注： 対象施設として、農道、林道、認定外道路、私道、水管橋等が例示される。

## (協議・調整事項)

第4条 連絡会議は、その目的を達成するため、対象施設に係る次の事項について、情報共有及び協議・調整を行う。

- 一 対象施設の維持管理等に係る情報共有に関する事項。
- 二 対象施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関する事項。
- 三 対象施設の技術基準類、健全性の診断、技術的支援等に関する事項。
- 四 その他対象施設の管理に関連し、会長が必要と認めた事項に関する事項。

## (構 成)

第5条 連絡会議は、別表に掲げる対象施設の管理者及び関係する道路管理者で構成する。

- 2 連絡会議には、会長及び副会長3名を置くものとし、会長は九州地方整備局大分河川国道事務所長、副会長は九州地方整備局佐伯河川国道事務所長、大分県道路保全課長及び西日本高速道路株式会社九州支社大分高速道路事務所長とする。
- 3 会長に事故等あるときは、副会長がその職務を代行する。

## (会議の運営)

第6条 連絡会議は、会長の招集により開催するものとし、会議進行は会長が努める。

- 2 連絡会議には、必要に応じて、会長が指名する者の出席を求めることができる。

## (事務局)

第7条 連絡会議の事務局は、国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所道路管理第二課、佐伯河川国道事務所道路管理課、大分県道路保全課及び西日本高速道路株式会社九州支社大分高速道路事務所に置く。

## (その他)

第8条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定める。

## (附 則)

この規約は、平成27年3月26日から施行する。

この規約は、平成29年7月18日から施行する。

この規約は、令和元年10月31日から施行する。

この規約は、令和4年11月14日から施行する。

## (別表)

## 大分県跨道橋連絡会議 名簿

令和5年11月20日

	所 属	役 職	備 考
会 長	国土交通省 九州地方整備局	道路管理者	大分河川国道事務所長
副 会 長	国土交通省 九州地方整備局	道路管理者	佐伯河川国道事務所長
副 会 長	西日本高速道路(株) 九州支社	道路管理者	大分高速道路事務所長
副 会 長	大分県 土木建築部	道路管理者	道路保全課長
委 員	大分県	公園道路	公園・生活排水課長
委 員	大分市	認定外道路	土木建築部 土木管理課長
委 員	別府市	認定外道路	建設部 都市整備課長
委 員	中津市	農道	商工農林水産部 耕地課長
委 員	日田市	認定外道路	土木建築部 土木課長
委 員	佐伯市	認定外道路	建設部 用地管理課長
委 員	臼杵市	認定外道路	建設課長
委 員	津久見市	認定外道路	土木管理課長
委 員	竹田市	認定外道路	建設課長
委 員	杵築市	認定外道路	建設課長
委 員	宇佐市	認定外道路	建設水道部 土木課長
委 員	豊後大野市	認定外道路	財政課長
委 員	由布市	認定外道路	建設課長
委 員	国東市	認定外道路	建設課長
委 員	日出町	認定外道路	都市建設課長
委 員	九重町	認定外道路	建設課長
委 員	玖珠町	認定外道路	会計課長
オブザーバー	大分県 農林水産部	大分県	農村基盤整備課長
(整備局) オブザーバー	国土交通省 九州地方整備局 道路部	道路保全企画官	
	国土交通省 九州地方整備局 道路部	地域道路調整官	
	国土交通省 九州地方整備局 九州道路メンテナンスセンター	九州道路メンテナンスセンター長	

(参考)

事務局	国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所	総括保全対策官	
	国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所	技術副所長	
	西日本高速道路(株) 九州支社 大分高速道路事務所	統括課長	
	大分県 土木建築部 道路保全課	参事(総括)	

# 大分県道路鉄道連絡会議 規約

## (名 称)

第1条 本会は「大分県道路鉄道連絡会議」(以下「会議」という。)と称する。

## (目 的)

第2条 会議は、道路法第28条の2及び道路法施行規則の一部改正（平成28年10月28日付け国土交通省国道国発第129号道路局長通達）に基づき設置するもので、大分県道路メンテナンス会議規約第5条に規定の「専門部会」に位置付けるものとし、大分県内の安全かつ円滑な交通の確保及び効率的な道路管理を実現することを目的とする。

## (事 業)

第3条 会議は、第2条の目的を推進するため、次の事業を実施する。

- (1) 跨線橋の改修について、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるよう、関係者の意見調整（点検及び修繕等に取り組むべき跨線橋に関する意見調整、対外協議に関する調整等）に関する事業。
- (2) 関係者との情報共有（損傷事例や対応事例、点検及び修繕の措置状況等）に関する事業。
- (3) 国民・道路利用者等を対象とした広報（点検結果や構造物の健全度に関する情報発信、メンテナンスに対する関心と理解の醸成等）に関する事業。
- (4) 前各号に掲げるものの他、会議の設立の目的に沿った活動の企画及び実施に関する事業。（必要に応じて、跨道鉄道橋に関するものも含むものとする）

## (構 成)

第4条 会議は、別紙に掲げる関係機関をもって構成するものとする。

2. 会議には、会長及び副会長を置くものとし、会長は、国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所長、副会長は、国土交通省九州地方整備局佐伯河川国道事務所長、大分県土木建築部道路保全課長及び西日本高速道路会社九州支社大分高速道路事務所長とする。
3. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
4. 会長は、会員以外の者で、メンテナンスに関わりが深い者をオブザーバーとして出席させることができる。

(事務局)

第5条 会議の運営に関する事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 事務局は、国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所道路管理第二課、国土交通省九州地方整備局佐伯河川国道事務所道路管理課、大分県土木建築部道路保全課及び西日本高速道路株式会社九州支社大分高速道路事務所が担うものとする。

(開催頻度)

第6条 本会議の開催は、年1回を基本とし、必要に応じて適宜開催する。

(雑 則)

第7条 本規約の改廃は、会議で定める。

ただし、軽微な改正等については、会議事務局で行い、会議会員に通知するものとする。

(附 則)

本規約は、平成29年 3月 7日から施行する。

本規約は、令和 4年 11月 14日から施行する。

(別紙)

## 大分県道路鉄道連絡会議 名簿

令和5年11月20日

	所 属	役 職	備 考
会 長	国土交通省 九州地方整備局	大分河川国道事務所長	
副 会 長	国土交通省 九州地方整備局	佐伯河川国道事務所長	
副 会 長	西日本高速道路（株） 九州支社	大分高速道路事務所長	
副 会 長	大分県土木建築部	道路保全課長	
委 員	大分市	土木建築部長	
委 員	別府市	建設部長	
委 員	中津市	建設部長	
委 員	日田市	土木建築部長	
委 員	佐伯市	建設部長	
委 員	臼杵市	建設課長	
委 員	津久見市	土木管理課長	
委 員	竹田市	建設課長	
委 員	杵築市	建設課長	
委 員	宇佐市	建設水道部長	
委 員	豊後大野市	建設課長	
委 員	由布市	建設課長	
委 員	日出町	都市建設課長	
委 員	九重町	建設課長	
委 員	玖珠町	建設水道課長	
委 員	九州旅客鉄道（株） 建設工事部 施設課	副課長	
オブザーバー	国土交通省九州運輸局 鉄道部	技術・防災課長	
(整備局) オブザーバー	国土交通省 九州地方整備局 道路部	道路保全企画官	
	国土交通省 九州地方整備局 道路部	地域道路調整官	
	国土交通省 九州地方整備局 九州道路メンテナンスセンター	九州道路メンテナンスセンター長	

(参考)

事務局	国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所	総括保全対策官	
	国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所	技術副所長	
	西日本高速道路（株） 九州支社 大分高速道路事務所	統括課長	
	大分県 土木建築部 道路保全課	参事（総括）	



## 大分県技術検討部会 規約

### (名 称)

第1条 本会は、「大分県技術検討部会」(以下、「技術検討部会」という。)と称する。

### (目 的)

第2条 技術検討部会は、大分県道路メンテナンス会議規約第5条に規定の「専門部会」に位置付けるものとし、大分県内における道路構造物について、道路構造物の管理者及び関係する道路管理者間で協議・調整を行うことにより、道路構造物の予防保全・老朽化対策に関する技術力向上を図ることを目的とする。

### (所掌事項)

第3条 技術検討部会は、第2条の目的を達成するため、次の事項について所掌する。

- (1) 道路構造物の効率的な点検等を実施する為の情報共有に関する事項。
- (2) 道路構造物の技術的課題の情報共有に関する事項。
- (3) その他、技術検討部会の運営に会長が妥当と認めた事項。

### (組 織)

第4条 技術検討部会は、別紙に定める大分県内の各道路管理者で構成するものとする。

2. 技術検討部会には、会長及び副会長を置くものとし、会長は国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所総括保全対策官、副会長は国土交通省九州地方整備局佐伯河川国道事務所副所長、大分県土木建築部道路保全課参事、及び西日本高速道路株式会社九州支社大分高速道路事務所副所長とする。
3. 技術検討部会は、会長の招集により開催するものとし、技術検討部会の進行は会長が務める。
4. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
5. 技術検討部会には、必要に応じ会長が指名するものを出席させることができる。

### (事 務 局)

第5条 技術検討部会の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 事務局は、国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所道路管理第二課、国土交通省九州地方整備局佐伯河川国道事務所道路管理課、大分県土木建築部道路保全課、西日本高速道路株式会社九州支社大分高速道路事務所が担うものとする。

### (開催頻度)

第6条 技術検討部会の開催は、年1回を基本とし、必要に応じて適宜開催する。

### (雜 則)

第7条 本規約の改廃は技術検討部会で定める。ただし、軽微な改正等については、会議事務局で行い、技術検討部会会員に通知するものとする。

### (附 則)

本規約は、平成30年7月25日から施行する。

本規約は、令和4年11月14日から施行する。

(別紙)

## 大分県技術検討部会 名簿

令和5年11月20日

	所 属	役 職	備 考
会 長	国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所	総括保全対策官	
副会長	国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所	副所長	
副会長	西日本高速道路（株） 九州支社 大分高速道路事務所	副所長	
副会長	大分県 土木建築部	参事	
委 員	大分市 土木建築部	土木管理課	
委 員	別府市 建設部	都市整備課	
委 員	中津市 建設部	建設土木課	
委 員	日田市 土木建築部	土木課	
委 員	佐伯市 建設部	建設課	
委 員	臼杵市	建設課	
委 員	津久見市	土木管理課	
委 員	竹田市	建設課	
委 員	豊後高田市	建設課	
委 員	杵築市	建設課	
委 員	宇佐市 建設水道部	土木課	
委 員	豊後大野市	建設課	
委 員	由布市	建設課	
委 員	国東市	建設課	
委 員	姫島村	建設課	
委 員	日出町	都市建設課	
委 員	九重町	建設課	
委 員	玖珠町	建設水道課	

オブザーバー	国土交通省 九州地方整備局	道路部	
	九州地方整備局 九州道路メンテナンスセンター	九州道路メンテナンスセンター長	
	公益財団法人 大分県建設技術センター	技術部	

(参考)

事務局	国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所	保全対策官	
	国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所	保全対策官	
	西日本高速道路（株） 九州支社 大分高速道路事務所	統括課長	
	大分県 土木建築部 道路保全課	主幹	

## 大分県地下占用物連絡会議 規約

### (名 称)

第1条 本会は、「大分県地下占用物連絡会議」(以下「会議」という。)と称する。

### (目 的)

第2条 会議は、道路法第28条の2の規定に基づき設置し、大分県道路メンテナンス会議規約第5条規定の専門部会に位置付け、大分県内の各道路管理者及び地下占用物件の占用者において、定期的に相互の点検・調査の計画・結果について共有する他、道路陥没を防ぐ取組みなどを連携して実施することにより、占用物件に起因する道路の構造や交通への支障等に適切に対応することを目的とする。

### (調整・共有事項)

第3条 会議は、第2条の目的を達成するため、次の事項について調整、及び共有する。

- (1) 占用者による当年度の点検計画・前年度の点検結果
- (2) 道路管理者による路面下空洞調査結果
- (3) 前年度の道路陥没実績、陥没箇所の措置事例
- (4) その他、道路陥没対策に寄与する情報等

### (組 織)

第4条 会議は、第2条の目的を達成するため、大分県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者及び会議が必要と認めるもので組織する。

- 2 会議には、会長及び副会長を3名置くものとし、会長は、国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所長、副会長は、国土交通省佐伯河川国道事務所長、大分県土木建築部道路保全課長、西日本高速道路株式会社九州支社大分高速道路事務所長とする。
- 3 会長に事故等はあるときは、副会長がその職務を代行する。
- 4 会議の構成は、「別表」のとおりとする。ただし、必要に応じ会長が指名する者の出席を求めることができる。

### (会議の開催)

第5条 会議は、年に1回を基本として、必要に応じて適宜開催する。

(事務局)

第6条 会議の運営に関する事務を行わせるため、事務局を置く。

2 事務局は、国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所、国土交通省九州地方整備局佐伯河川国道事務所、大分県土木建築部道路保全課、西日本高速道路株式会社九州支社大分高速道路事務所に置く。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正等は、会議の審議・承認を得て行うことができる。

(その他)

第8条 本規約に定めるもののほか、必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

(附 則)

本規約は、令和7年4月30日から施行する。

(別表)

## 大分県地下占用物連絡会議 名簿

【道路管理者】

令和7年4月30日

	所 属	役 職	備 考
会 長	国土交通省 九州地方整備局	大分河川国道事務所長	
副会長	国土交通省 九州地方整備局	佐伯河川国道事務所長	
副会長	西日本高速道路（株） 九州支社	大分高速道路事務所長	
副会長	大分県 土木建築部	道路保全課長	
委 員	大分市	土木建築部長	
委 員	別府市	建設部長	
委 員	中津市	建設部長	
委 員	日田市	土木建築部長	
委 員	佐伯市	建設部長	
委 員	臼杵市	建設課長	
委 員	津久見市	土木管理課長	
委 員	竹田市	建設課長	
委 員	豊後高田市	建設課長	
委 員	杵築市	建設課長	
委 員	宇佐市	建設水道部長	
委 員	豊後大野市	建設課長	
委 員	由布市	建設課長	
委 員	国東市	建設課長	
委 員	姫島村	建設課長	
委 員	日出町	都市建設課長	
委 員	九重町	建設課長	
委 員	玖珠町	建設水道課長	
オブザーバー	(公財) 大分県 建設技術センター	技術部長	
(整備局) オブザーバー	国土交通省 九州地方整備局 河川部	上下水道調整官	
	国土交通省 九州地方整備局 道路部	路政課長	
	国土交通省 九州地方整備局 道路部	道路保全企画官	
	国土交通省 九州地方整備局 道路部	地域道路調整官	
	国土交通省 九州地方整備局 九州道路メンテナンスセンター	九州道路メンテナンスセンター長	

(参考)

事務局	国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所	総括保全対策官	
	国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所	技術副所長	
	西日本高速道路（株） 九州支社 大分高速道路事務所	統括課長	
	大分県 土木建築部 道路保全課	参事（総括）	

【地下占用物件の占有者】(行政：上下水道・工業用水道・電力・通信・その他)

【地下占用物件の占有者】(民間・通信・電力・ガス・その他)

令和7年度(第5回)

大分県道路メンテナンス会議



# I.点検実施状況 及び修繕着手等の状況

# 1. 道路メンテナンスの点検修繕実施状況と 課題について

---

# 道路のメンテナンスに関する取り組みの経緯

○ 笹子トンネル天井板落下事故[H24.12.2]

○ 道路法の改正[H25.6]  
点検基準の法定化、国による修繕等代行制度創設

○ 定期点検に関する省令・告示 公布[H26.3.31]  
5年に1回、近接目視による点検

● 定期点検 1巡目(H26～H30)

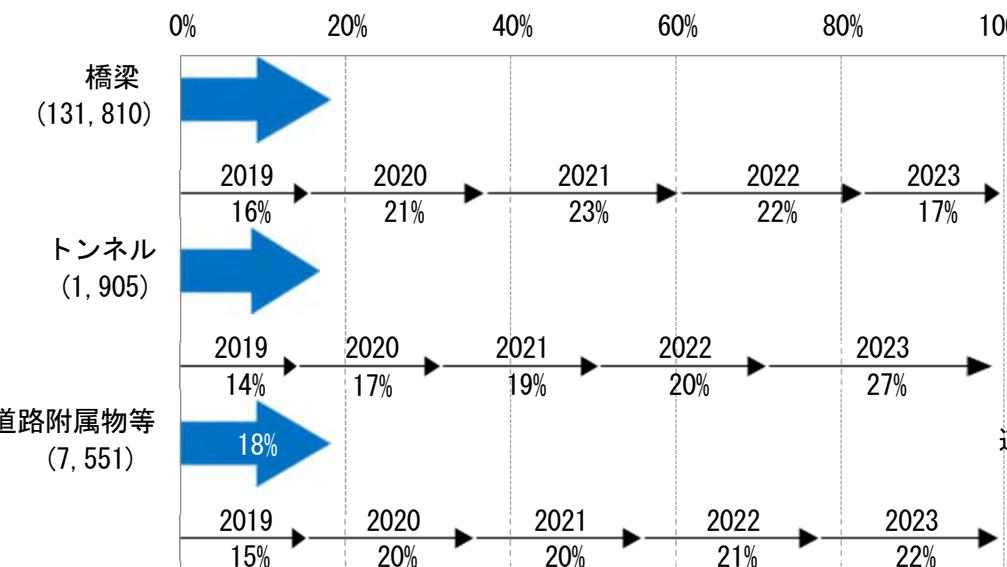
○ 定期点検要領 通知[H31.2.28]  
定期点検の質を確保しつつ、実施内容を合理化

● 定期点検 2巡目(H31～R5)  
● 定期点検 3巡目(R6～)

# 橋梁、トンネル等の点検実施状況・点検結果 3巡目(2024年度)

- 全道路管理者の3巡目(2024年度)の点検実施状況は、橋梁：18%、トンネル：17%、道路附属物等※：18%となっており、2巡目1年目を上回り着実に進捗している。
- 全道路管理者の3巡目(2024年度)の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態(判定区分Ⅲ・Ⅳ)の割合は、橋梁：7%、トンネル：24%、道路附属物等：9% ※道路附属物等：シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等

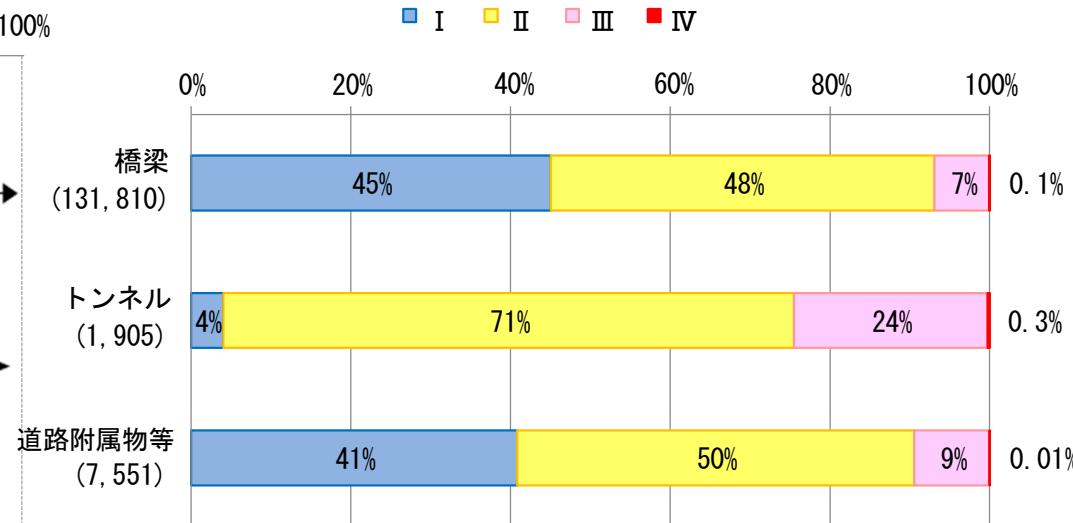
## 3巡目(2024年度)の点検実施状況



2024年度 → 2巡目点検(実績) →

※( )内は、2024年度に点検を実施した施設数の合計。  
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

## 3巡目(2024年度)の点検結果



※( )内は、2024年度に点検を実施した施設数の合計。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

判定区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

## 2巡目点検で判定区分III、IVの橋梁の修繕等措置の実施状況

- 2巡目（2019年度～2023年度）の点検で早期に措置を講すべき状態（区分III）又は緊急に措置を講すべき状態（区分IV）と判定された橋梁のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2024年度末時点で国土交通省：78%、高速道路会社：61%、地方公共団体：58%、完了した割合は、国土交通省：36%、高速道路会社：34%、地方公共団体：32%
- 判定区分III・IVである橋梁は次回点検まで（5年以内）に措置を講すべきとしているが、地方公共団体において5年以上経過していても措置に着手できていない橋梁は約2割ある。

管理者	措置が必要な施設数(A)	措置に着手済の施設数(B)	未着手施設数	2024年度末時点 措置着手率(B/A)、措置完了率(C/A)							(参考)2023年度末時点 措置に着手済の施設数	うち完了
				点検年度	0%	20%	40%	60%	80%	100%		
国土交通省	3,707	2,891 (78%)	1,328 (36%)	816 (22%)	2019	73%				100%	2,380 (64%)	713 (19%)
					2020	43%				94%		
					2021	26%				79%		
					2022	22%				64%		
					2023	13%				48%		
高速道路会社	2,716	1,662 (61%)	937 (34%)	1,054 (39%)	2019	74%				92%	1,223 (45%)	530 (20%)
					2020	47%				84%		
					2021	29%				76%		
					2022	19%				48%		
					2023	13%				35%		
地方公共団体	49,011	28,537 (58%)	15,574 (32%)	20,474 (42%)	2019	52%				70%	23,342 (42%)	10,367 (21%)
					2020	43%				69%		
					2021	30%				60%		
					2022	19%				47%		
					2023	10%				33%		
都道府県 政令市等	17,037	11,988 (70%)	5,945 (35%)	5,049 (30%)	2019	58%				86%	9,797 (57%)	3,920 (23%)
					2020	49%				81%		
					2021	33%				74%		
					2022	22%				65%		
					2023	11%				42%		
市区町村	31,974	16,549 (52%)	9,629 (30%)	15,425 (48%)	2019	50%				71%	13,545 (42%)	6,447 (20%)
					2020	40%				63%		
					2021	26%				54%		
					2022	18%				37%		
					2023	10%				26%		
合計	55,434	33,090(60%)	17,839(32%)	22,344(40%)		32%				60%	26,945(48%)	11,610(21%)

†:2024年度末時点で次回点検までの修繕等措置の実施を考慮した場合に想定されるベース

2019年度点検実施(5年経過):100%、2020年度点検実施(4年経過):80%、2021年度点検実施(3年経過):60%、2022年度点検実施(2年経過):40%、2023年度点検実施(1年経過):20%

## 2巡目点検で判定区分III、IVのトンネルの修繕等措置の実施状況

- 2巡目（2019年度～2023年度）の点検で早期に措置を講すべき状態（区分III）又は緊急に措置を講すべき状態（区分IV）と判定されたトンネルのうち、修繕等の措置に着手した割合は、2024年度末時点国土地省：77%、高速道路会社：63%、地方公共団体：71%、完了した割合は、国土地省：43%、高速道路会社：47%、地方公共団体：44%
- 判定区分III・IVであるトンネルは次回点検まで（5年以内）に措置を講すべきとしているが、地方公共団体において5年以上経過していても措置に着手できていないトンネルは約1割ある。

管理者	措置が必要な施設数(A)	措置に着手済の施設数(B)	未着手施設数	2024年度末時点 措置着手率(B/A)、措置完了率(C/A)							(参考)2023年度末時点	
				点検年度	0%	20%	40%	60%	80%	100%	措置に着手済の施設数	うち完了
国土地省	422	325(77%)	184(43%)	97(23%)	2019	97%				100%	269(64%)	116(28%)
					2020	62%				98%		
					2021	30%				77%		
					2022	13%				65%		
					2023	8%	40%					
高速道路会社	424	266(63%)	198(47%)	158(37%)	2019	93%				100%	219(52%)	128(30%)
					2020	58%				85%		
					2021	46%				64%		
					2022	38%				55%		
					2023	14%	28%					
地方公共団体	2,371	1,677(71%)	1,044(44%)	694(29%)	2019	76%				91%	1,360(57%)	692(29%)
					2020	66%				90%		
					2021	51%				80%		
					2022	32%				70%		
					2023	13%	39%					
都道府県 政令市等	1,808	1,417(78%)	918(51%)	391(22%)	2019	82%				96%	1,179(65%)	629(35%)
					2020	69%				91%		
					2021	55%				84%		
					2022	36%				78%		
					2023	13%	44%					
市区町村	563	260(46%)	126(22%)	303(54%)	2019	45%				69%	181(32%)	63(11%)
					2020	43%				76%		
					2021	29%				57%		
					2022	21%				51%		
					2023	13%	32%					
合計	3,217	2,268(71%)	1,426(44%)	949(29%)							1,848(57%)	936(29%)

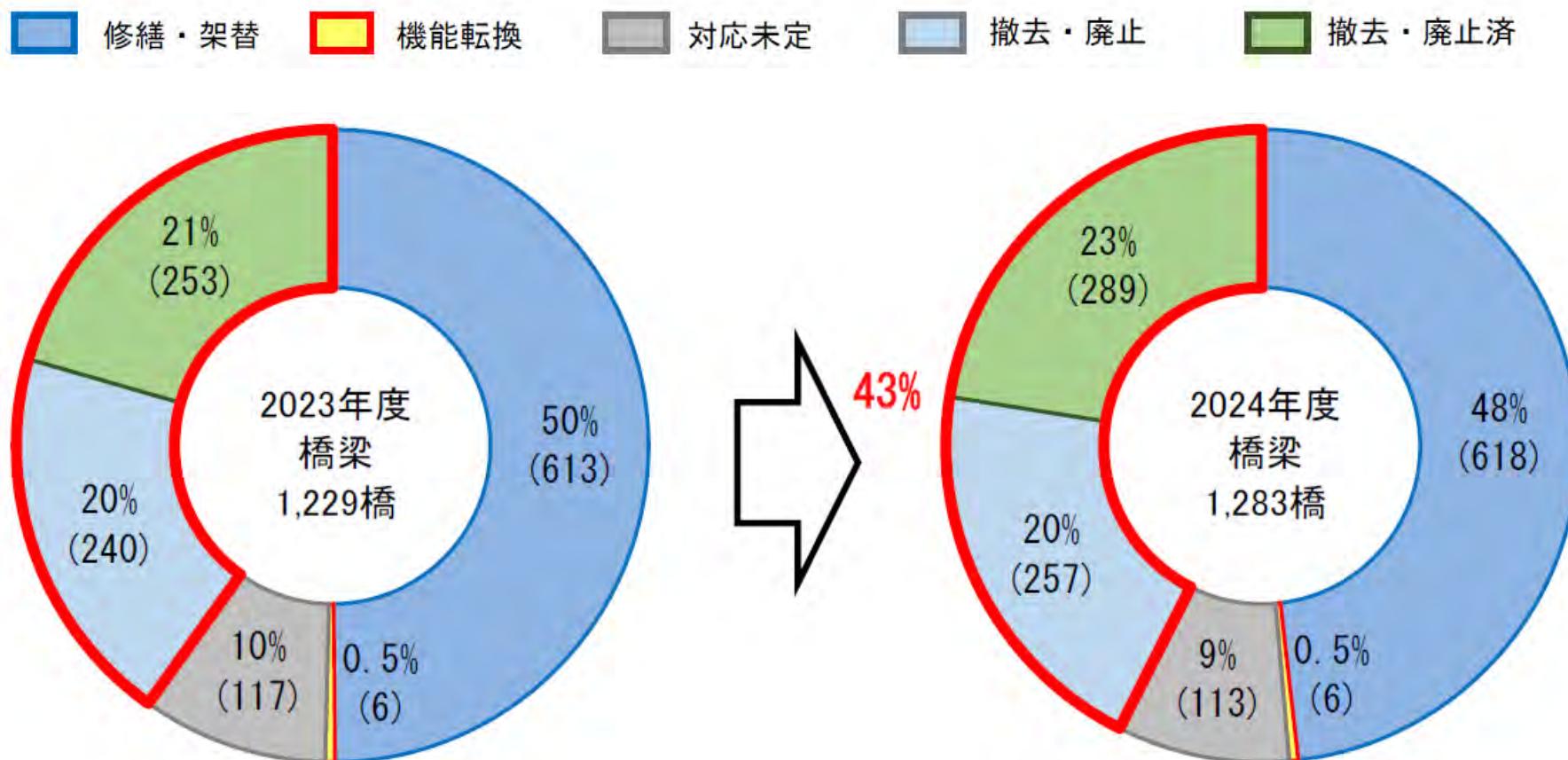
†:2024年度末時点で次回点検までの修繕等措置の実施を考慮した場合に想定されるベース

2019年度点検実施(5年経過):100%、2020年度点検実施(4年経過):80%、2021年度点検実施(3年経過):60%、2022年度点検実施(2年経過):40%、2023年度点検実施(1年経過):20%

# 判定区分IVの橋梁の措置状況《全国》

- 2024年度末までに緊急に措置を講ずべき状態(区分IV)と判定された施設の措置状況のうち、撤去・廃止の割合は、2024年度末時点で、橋梁:43%、トンネル:44%、道路付属物等:32%です。

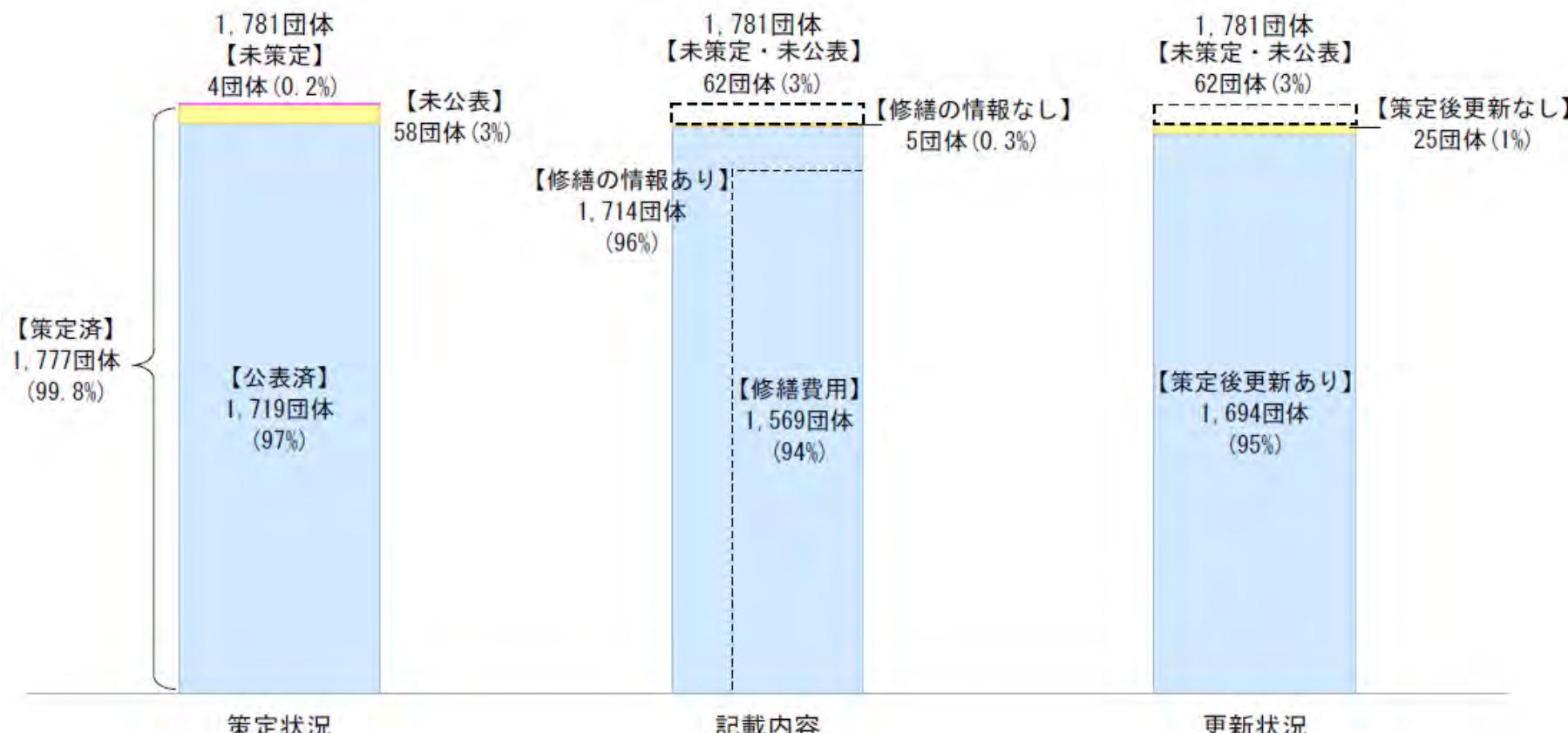
- 判定区分IVの橋梁の措置状況(完了済・予定のものを含む)



# 橋梁個別施設計画の策定状況(2023年度末時点)《全国》

- 国のインフラ長寿命化基本計画(2013年)では2020年頃までの長寿命化修繕計画(個別施設計画)の策定を目標としていますが、2024年度末時点で計画を策定していない地方公共団体が4団体あり、策定済みで公表していない地方公共団体は58団体あります。
- 修繕の時期や内容を橋梁毎に示していない計画となっている地方公共団体は5団体。
- また、計画の策定後に点検結果を反映するなど計画の更新を行っていない地方公共団体は25団体。
- 橋梁等の老朽化対策を計画的・効率的に進めるためにも、長寿命化修繕計画を策定するとともに、点検結果を踏まえ、更新を行うことが重要です。

## 【橋梁(2m以上)の長寿命化修繕計画(個別施設計画)の策定、記載内容、更新の状況(地方公共団体)】



※2025年3月31日時点(国土交通省道路局調べ)

※地方公共団体(1,781団体)の内訳は、都道府県:47団体、政令市:20団体、市区町村:1,714団体(特別区含む)

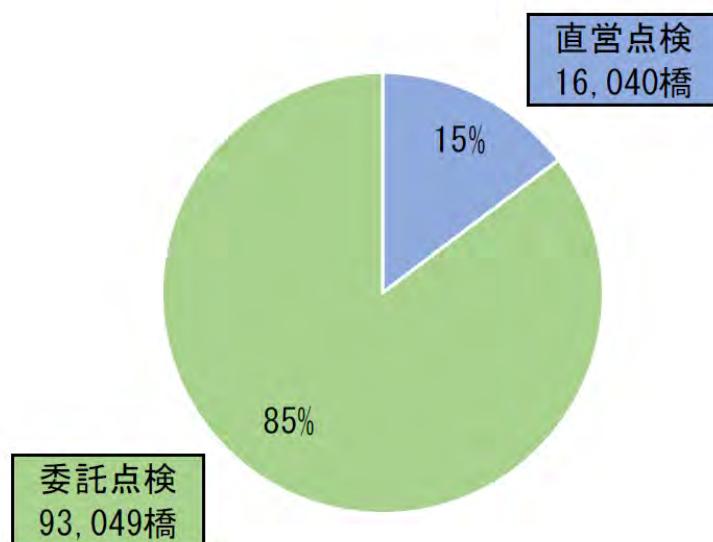
# 点検実施者の保有資格の状況《全国》

- 2024年度に地方公共団体が実施した橋梁点検のうち、職員自らが点検(直営点検)を実施した割合は15%となっています。
- 直営点検による点検実施者のうち、国土交通省の実施する研修<sup>※1</sup>を受講又は資格<sup>※2</sup>を保有している割合は49%、研修・資格ともになしは51%となっています。
- 委託点検による点検実施者のうち、国土交通省の実施する研修を受講又は資格を保有している割合は95%、研修・資格ともになしは5%となっています。
- 点検の精度向上するためには研修受講、資格の活用など点検技術の向上を図る必要があります。

※1 研修:国土交通省が実施する道路管理実務者研修又は道路橋メンテナンス技術講習

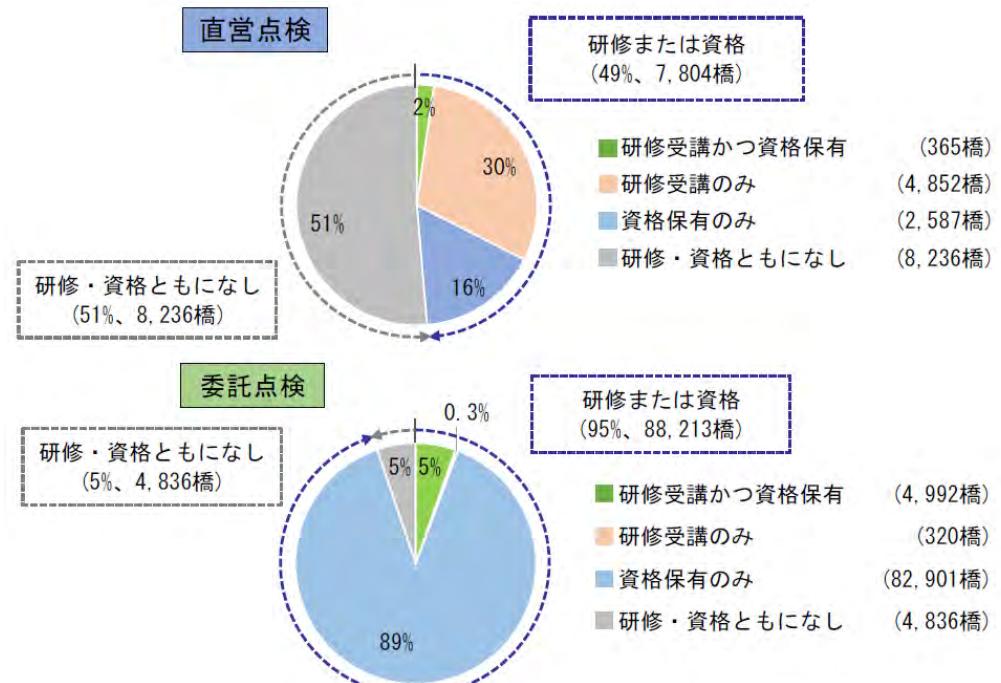
※2 民間資格:国土交通省登録技術資格(公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規定に基づく国土交通省登録資格)

## ○ 2024 点検実施橋梁の直営点検と委託点検の割合



※2024年度に点検を実施した施設のうち、報告があった109,089橋を対象に橋梁数ベースで算出。（右図も同様）

## ○ 点検実施者の保有資格や研修受講歴



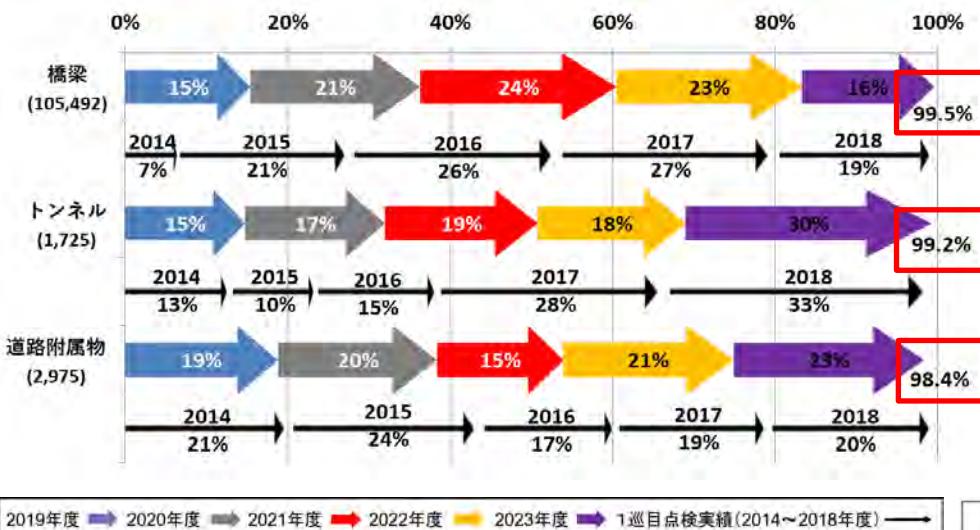
## 2. 九州、大分県の点検実施状況 及び修繕着手率

---

# 橋梁、トンネル等の点検実施状況・判定区分《九州》

- 九州の全道路管理者の2024年度の点検実施状況は橋梁99.5%、トンネル99.2%、道路附属物98.4%。
- 九州全道路管理者の2024年度の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態(判定区分Ⅲ・Ⅳ)の割合は、橋梁:6%、トンネル:22%、道路附属物:10%。

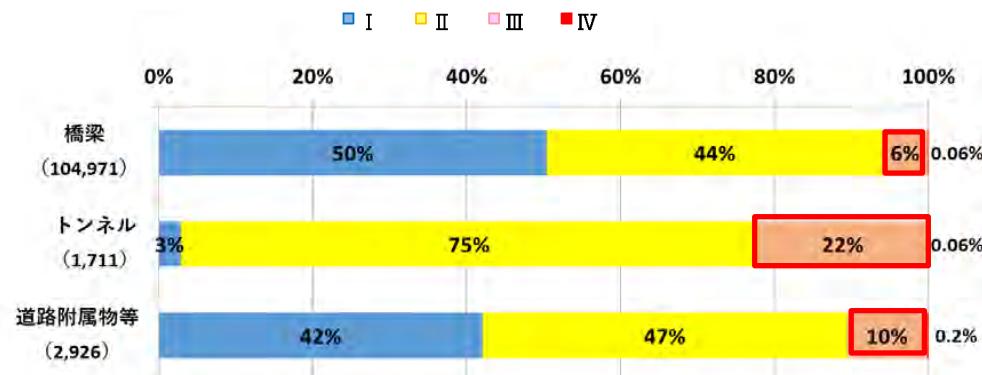
## 2巡目点検の点検実施状況(九州版)



※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある

※()は令和6年度末時点管理施設のうち点検の対象となる施設数  
(撤去された施設や上記分野の点検の対象外と判明した施設等を除く。)

## 2巡目点検の点検結果(九州版)



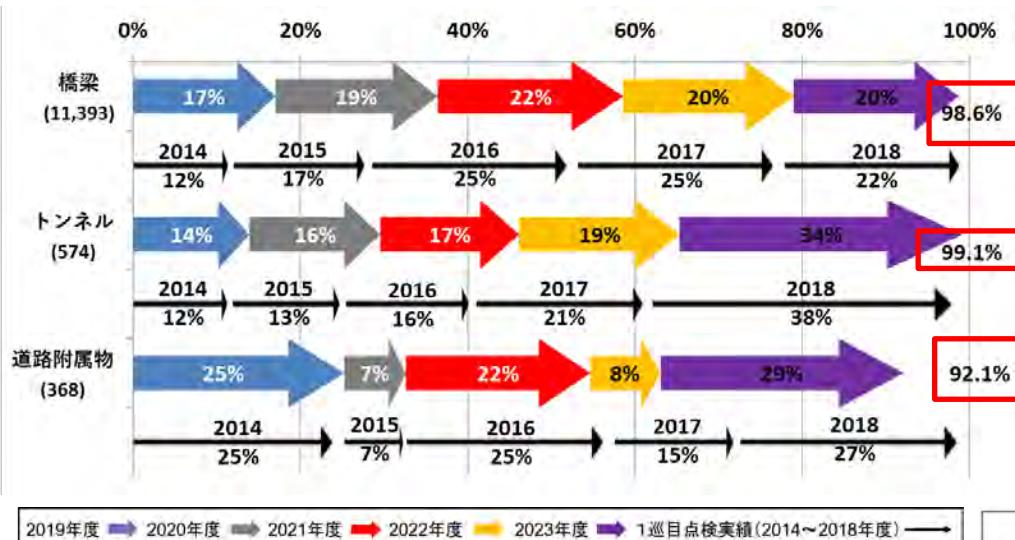
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある  
※()は2巡目に点検を実施した施設数

区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

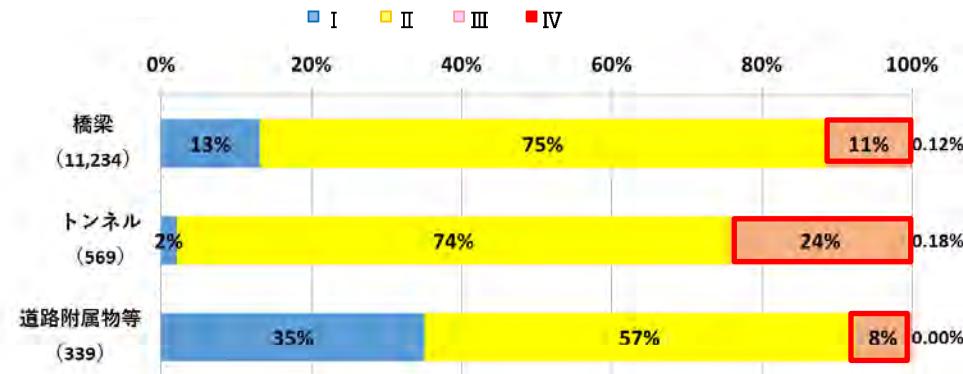
# 橋梁、トンネル等の点検実施状況・判定区分《大分県》

- 九州の全道路管理者の2024年度の点検実施状況は橋梁98.6%、トンネル99.1%、道路附属物92.1%。
- 九州全道路管理者の2024年度の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態(判定区分III・IV)の割合は、橋梁:11%、トンネル:24%、道路附属物:8%。

## 2巡目点検の点検実施状況(大分県版)



## 2巡目点検の点検結果(大分県版)



※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある  
※()は2巡目に点検を実施した施設数

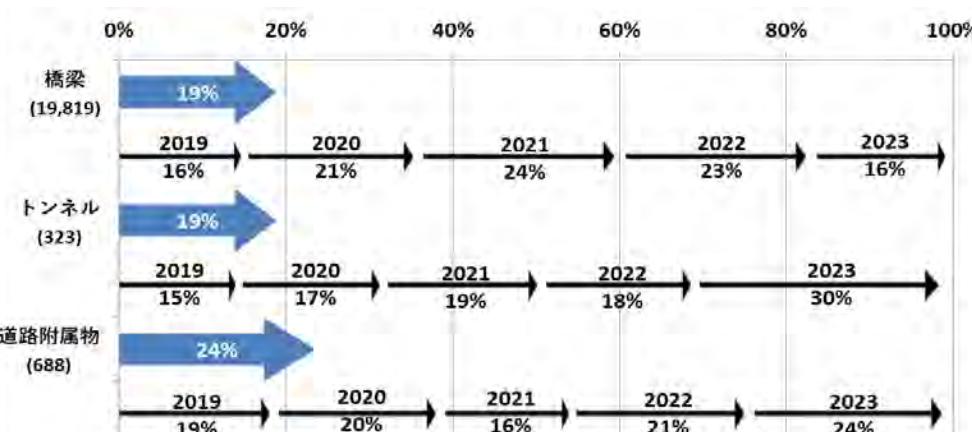
区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

# 橋梁、トンネル等の点検実施状況・点検結果 3巡目(2024年度)《九州》

○九州全道路管理者の3巡目(2024年度)の点検実施状況は橋梁19%、トンネル19%、道路附属物※:24%となっており、2巡目1年目を上回り着実に進捗している。

○九州全道路管理者の3巡目(2024年度)の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態(判定区分Ⅲ・Ⅳ)の割合は、橋梁:6%、トンネル:19%、道路附属物:7%。※道路附属物等:シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識

## 3巡目点検の点検実施状況(九州版)



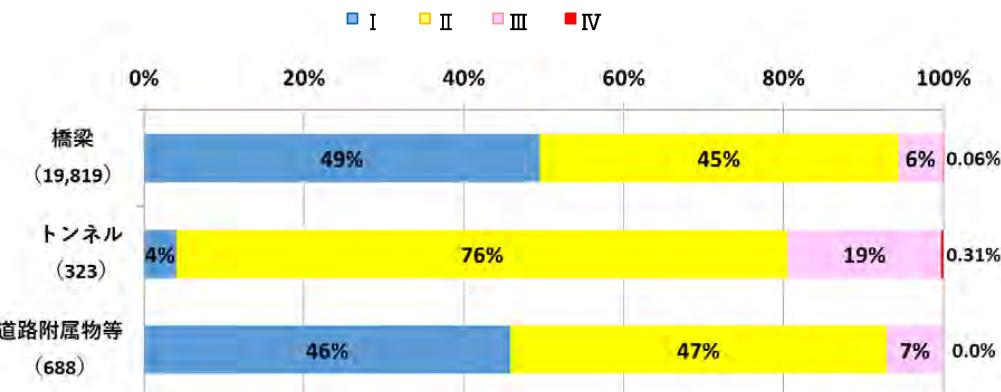
2024年度

→ 2巡目点検 (実績) →

※()内は、2024年度に点検を実施した施設数の合計。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

## 3巡目点検の点検結果(九州版)



※()内は、2024年度に点検を実施した施設数の合計。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

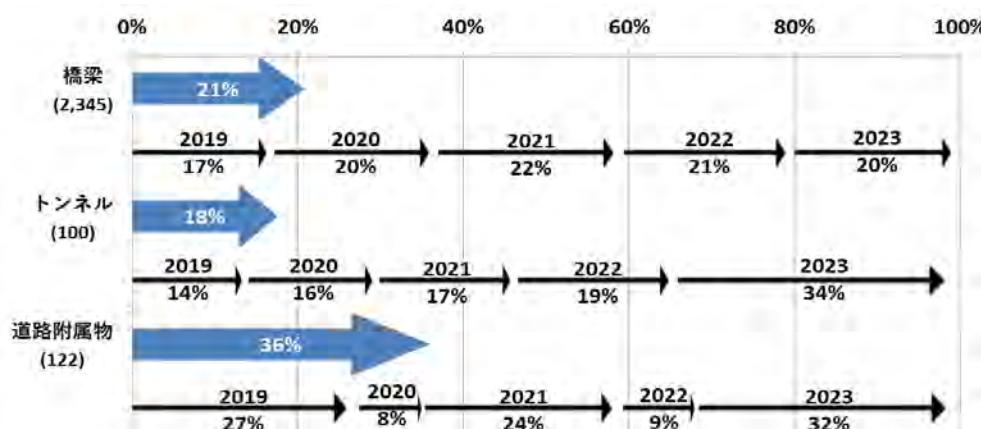
区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

# 橋梁、トンネル等の点検実施状況・点検結果 3巡目(2024年度)《大分県》

○九州全道路管理者の3巡目(2024年度)の点検実施状況は橋梁21%、トンネル18%、道路附属物※:36%となっており、2巡目1年目を上回り着実に進捗している。

○九州全道路管理者の3巡目(2024年度)の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態(判定区分Ⅲ・Ⅳ)の割合は、橋梁:16%、トンネル:29%、道路附属物:5%。※道路附属物等:シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標

## 3巡目点検の点検実施状況(大分県版)

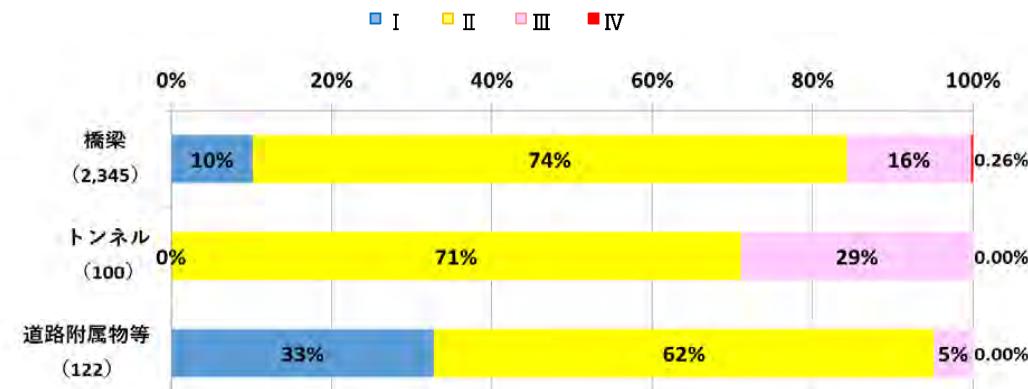


2024年度 → 2巡目点検(実績) →

※()内は、2024年度に点検を実施した施設数の合計。  
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

識等

## 3巡目点検の点検結果(大分県版)



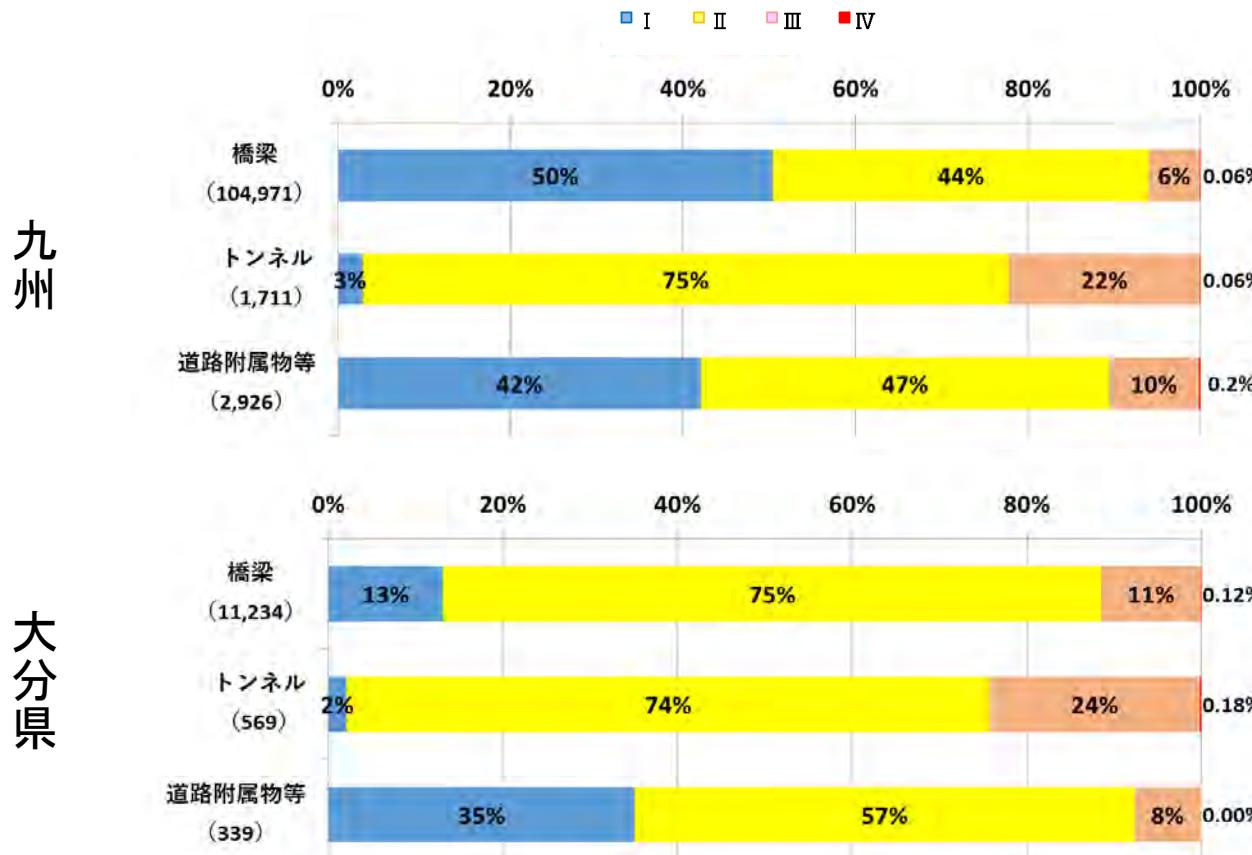
※()内は、2024年度に点検を実施した施設数の合計。  
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

# 橋梁、トンネル等の判定区分状況《九州・大分県》

- 大分県の橋梁における判定区分の割合は、早期に措置を講すべき状態(判定区分Ⅲ)が11%(1,271橋)、緊急に措置を講すべき状態(判定区分Ⅳ)が0.12%(13橋)
- トンネルでは判定区分Ⅲが24%(137施設)、判定区分Ⅳが0.18%(1施設)
- 道路附属物等では判定区分Ⅲが8%(26施設)

## 2巡目点検(2024年度時点)の判定区分割合(全道路管理者合計)



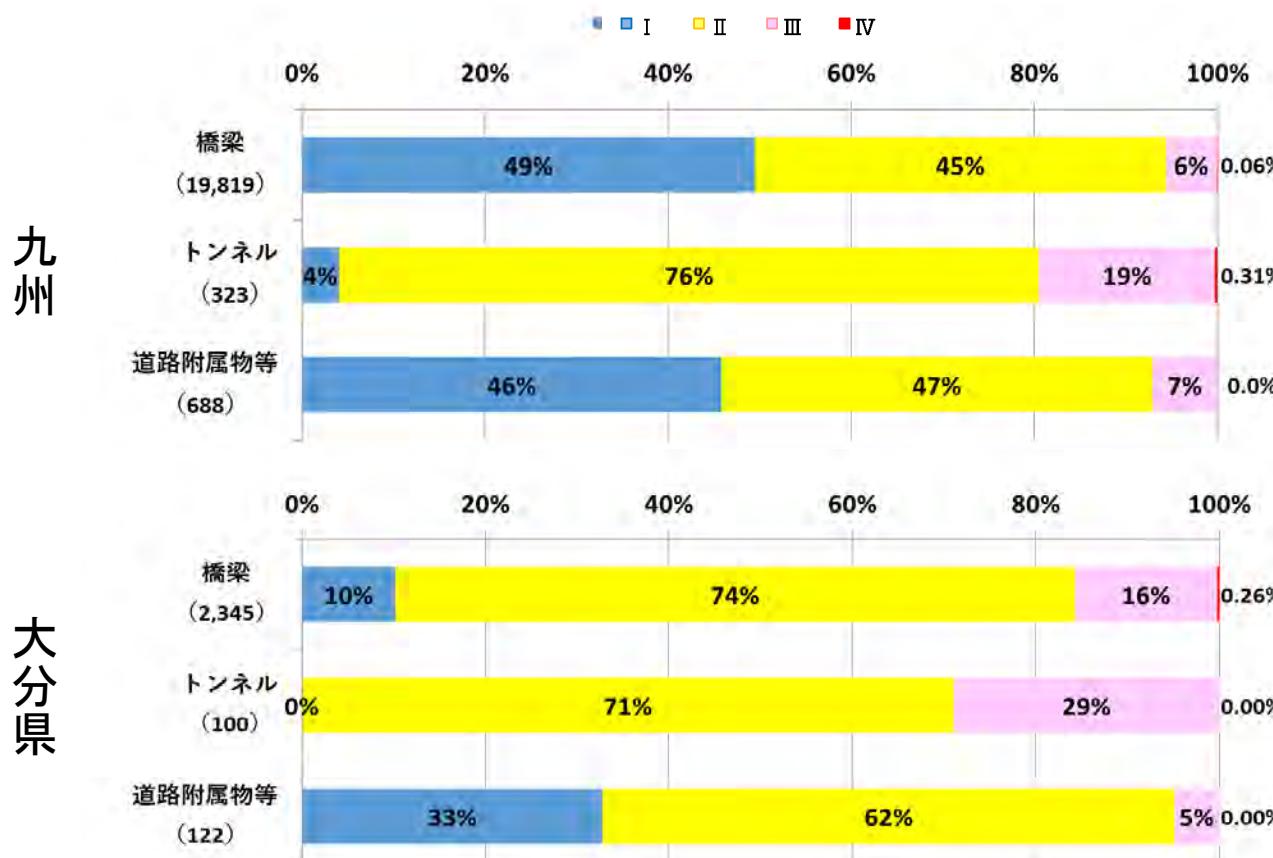
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある

※()は令和元年度から令和6年度に点検を実施した施設数  
(令和6年度末時点での診断中の施設を除く)

# 橋梁、トンネル等の判定区分状況《九州・大分県》

- 大分県の橋梁における判定区分の割合は、早期に措置を講すべき状態(判定区分Ⅲ)が16%、緊急に措置を講すべき状態(判定区分Ⅳ)が0.26%
- トンネルでは判定区分Ⅲが29%
- 道路附属物等では判定区分Ⅲが5%

## 3巡目点検(2024年度時点)の判定区分割合(全道路管理者合計)



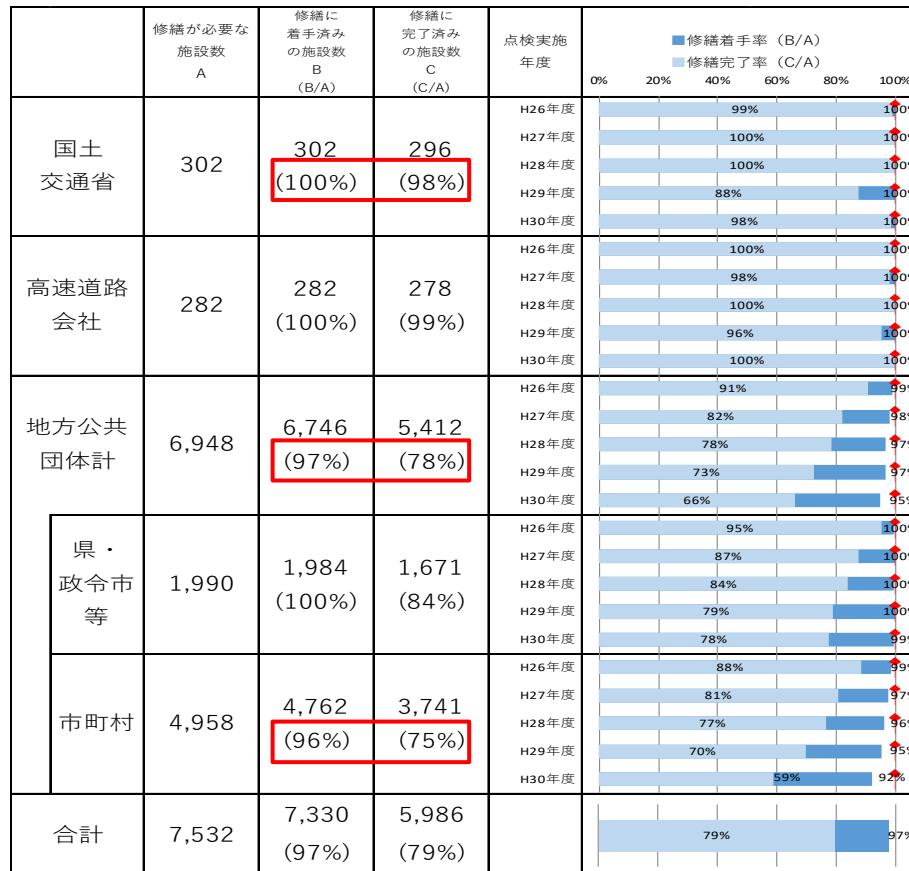
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある

※()は令和元年度から令和6年度に点検を実施した施設数  
(令和6年度末時点での診断中の施設を除く)

# 1巡目点検で判定区分III、IVの橋梁の修繕等措置の実施状況《九州・大分県》

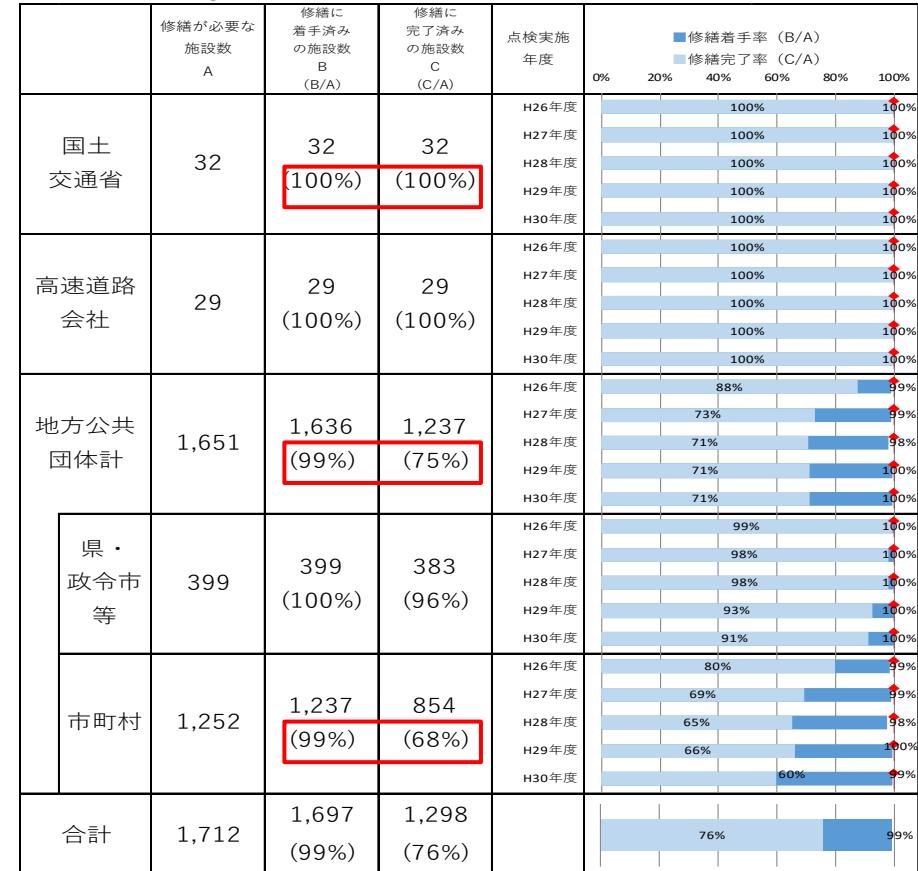
○大分県の橋梁において、平成26～30年度に点検を実施し、次回点検までに措置を講すべき施設(判定区分III・IV)における修繕に着手した割合は、  
国土交通省管理:100%、地方公共団体管理:99%(うち市町村管理:99%)  
修繕が完了した割合は、  
国土交通省管理:100%、地方公共団体管理:75%(うち市町村管理:68%)

## ■ 九州



※ 平成26～30年度に点検診断済み施設のうち、判定区分III、IV診断された施設で、修繕(設計含む)に着手(又は工事が完了)した割合(令和6年度末時点)

## ■ 大分県

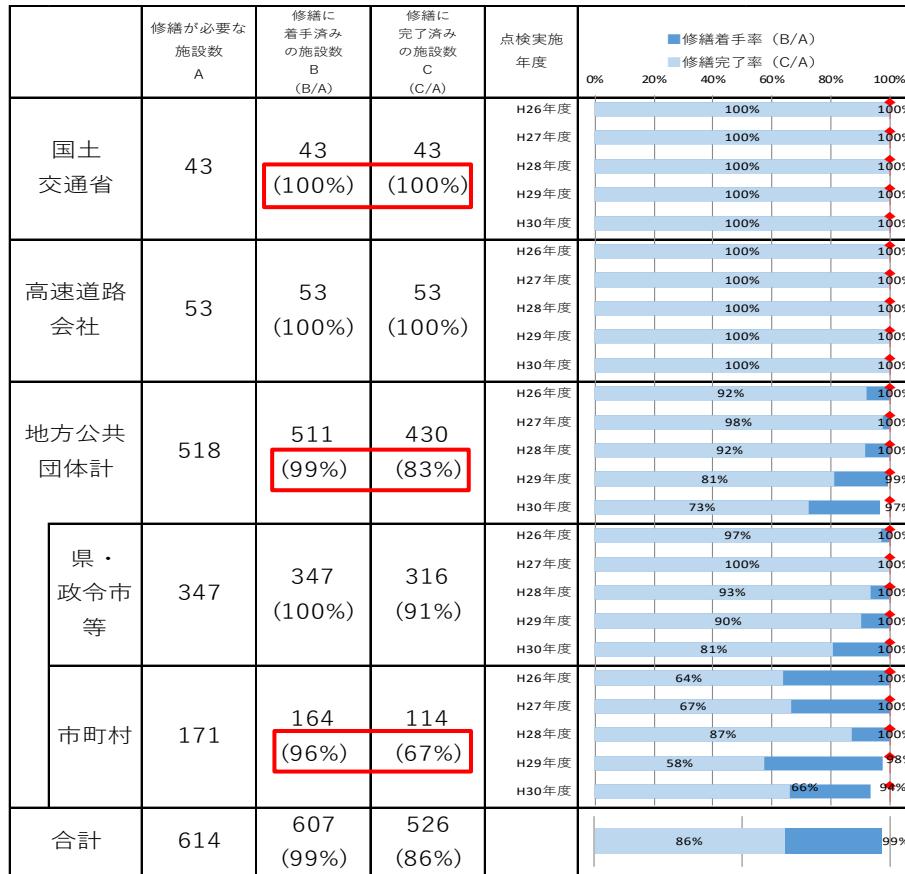


出典:道路メンテナンス年報(令和7年8月)より作成

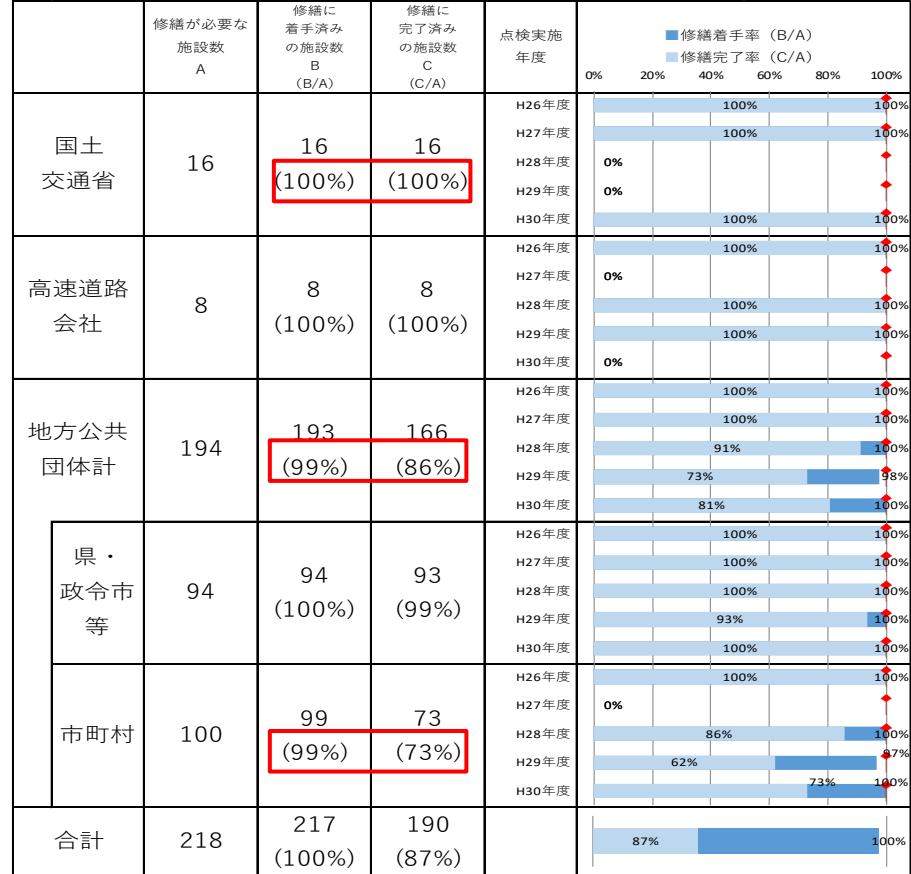
# 1巡目点検で判定区分III、IVのトンネルの修繕等措置の実施状況《九州・大分県》

○大分県のトンネルにおいて、平成26～30年度に点検を実施し、次回点検までに措置を講すべき施設(判定区分III・IV)における修繕に着手した割合は、  
 国土交通省管理:100%、地方公共団体管理:99%(うち市町村管理:99%)  
 修繕が完了した割合は、  
 国土交通省管理:100%、地方公共団体管理:86%(うち市町村管理:73%)

## ■ 九州



## ■ 大分県



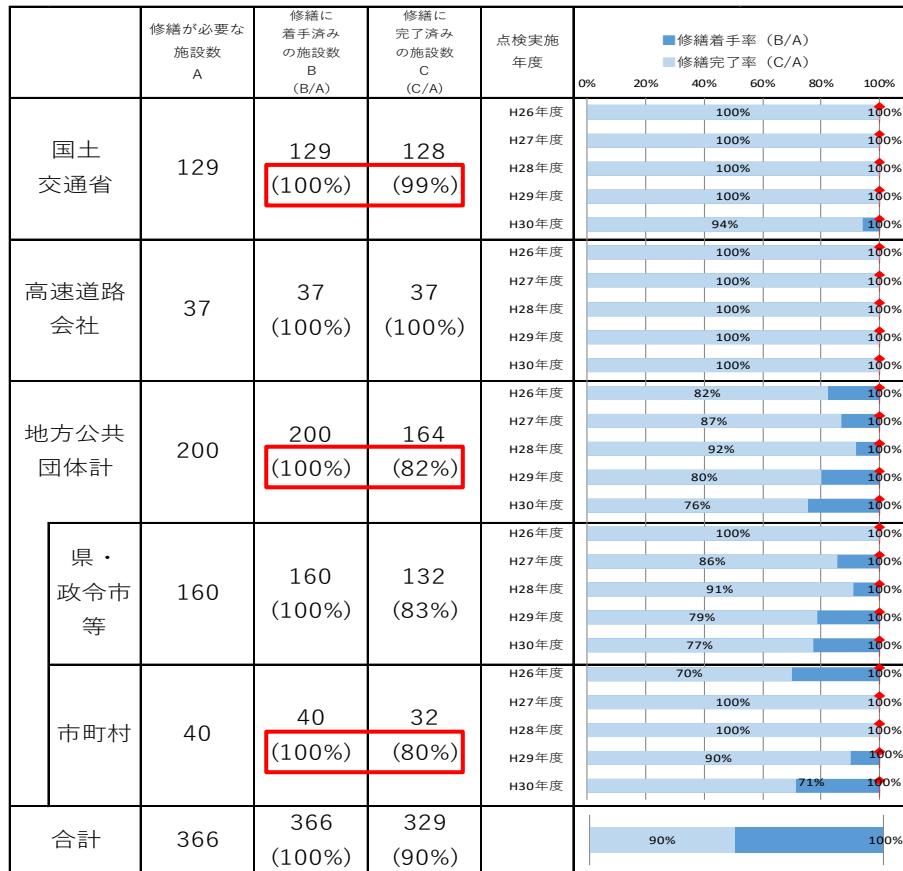
※ 平成26～30年度に点検診断済み施設のうち、判定区分III、IV診断された施設で、修繕(設計含む)に着手(又は工事が完了)した割合(令和6年度末時点) 18-

出典:道路メンテナンス年報(令和7年8月)より作成

# 1巡目点検で判定区分III、IVの道路附属物の修繕等措置の実施状況《九州・大分県》

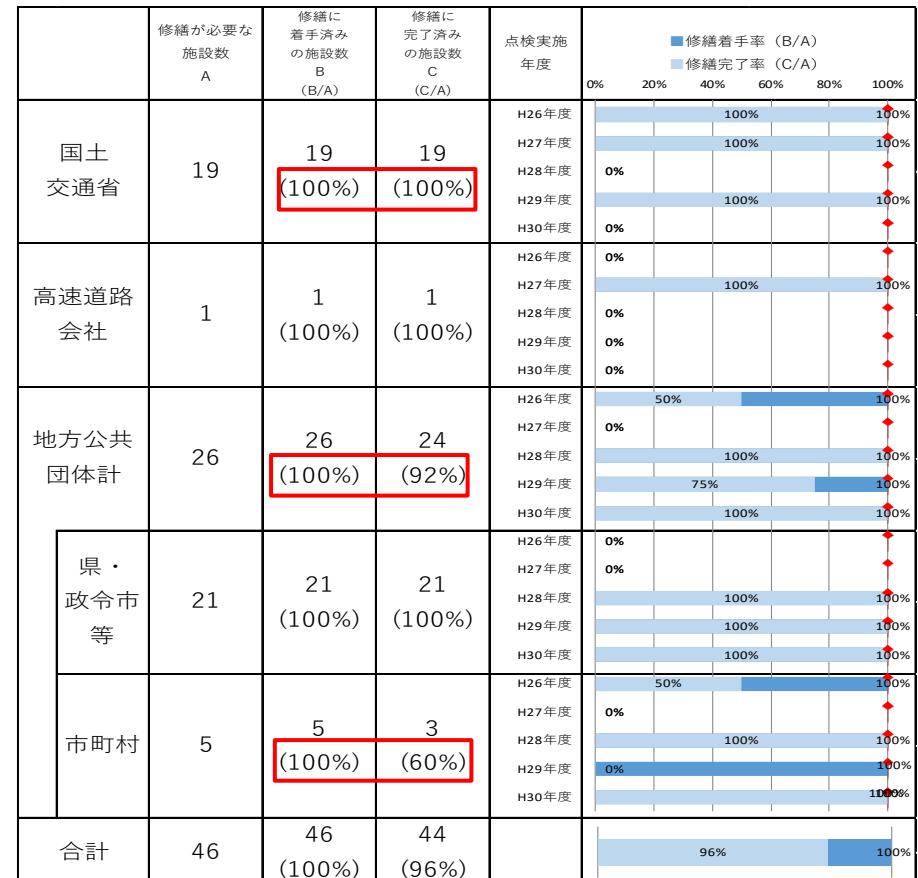
○大分県の道路附属物において、平成26～30年度に点検を実施し、次回点検までに措置を講すべき施設(判定区分III・IV)における修繕に着手した割合は、  
 国土交通省管理:100%、地方公共団体管理:100%(うち市町村管理:100%)  
 修繕が完了した割合は、  
 国土交通省管理:100%、地方公共団体管理:92%(うち市町村管理:60%)

## ■ 九州



※ 平成26～30年度に点検診断済み施設のうち、判定区分III、IV診断された施設で、修繕(設計含む)に着手(又は工事が完了)した割合(令和6年度末時点) 19-

## ■ 大分県

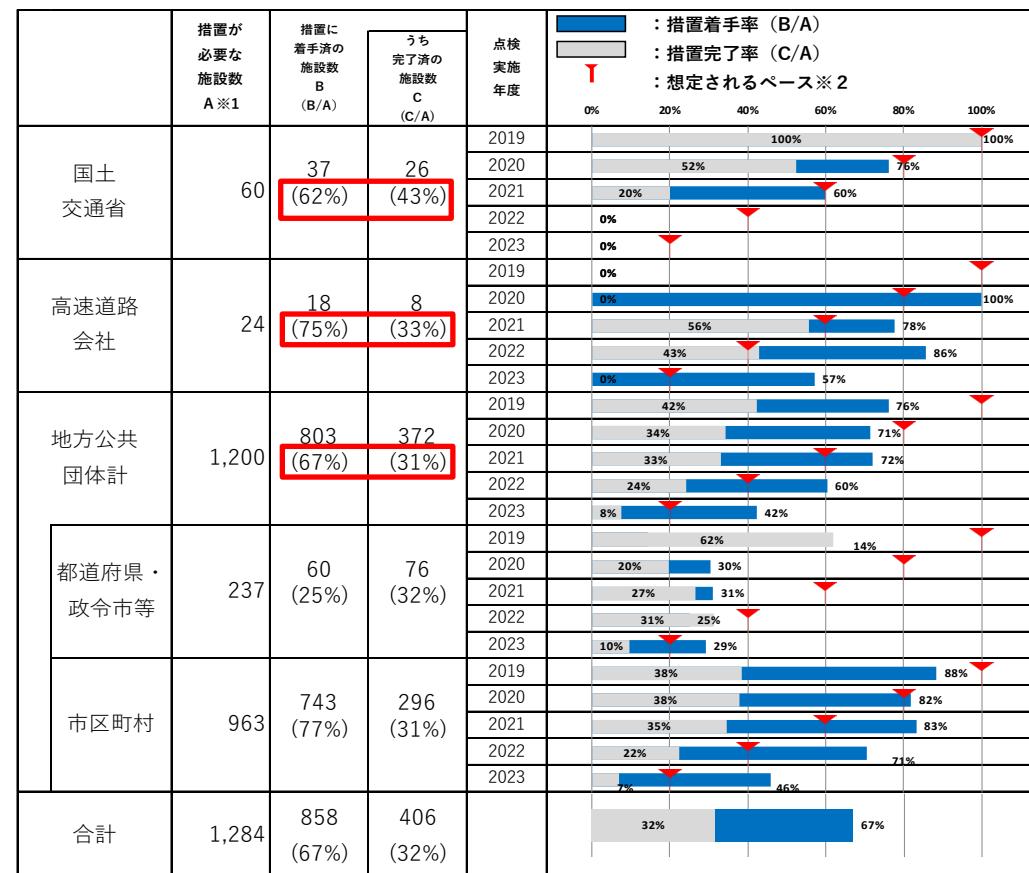
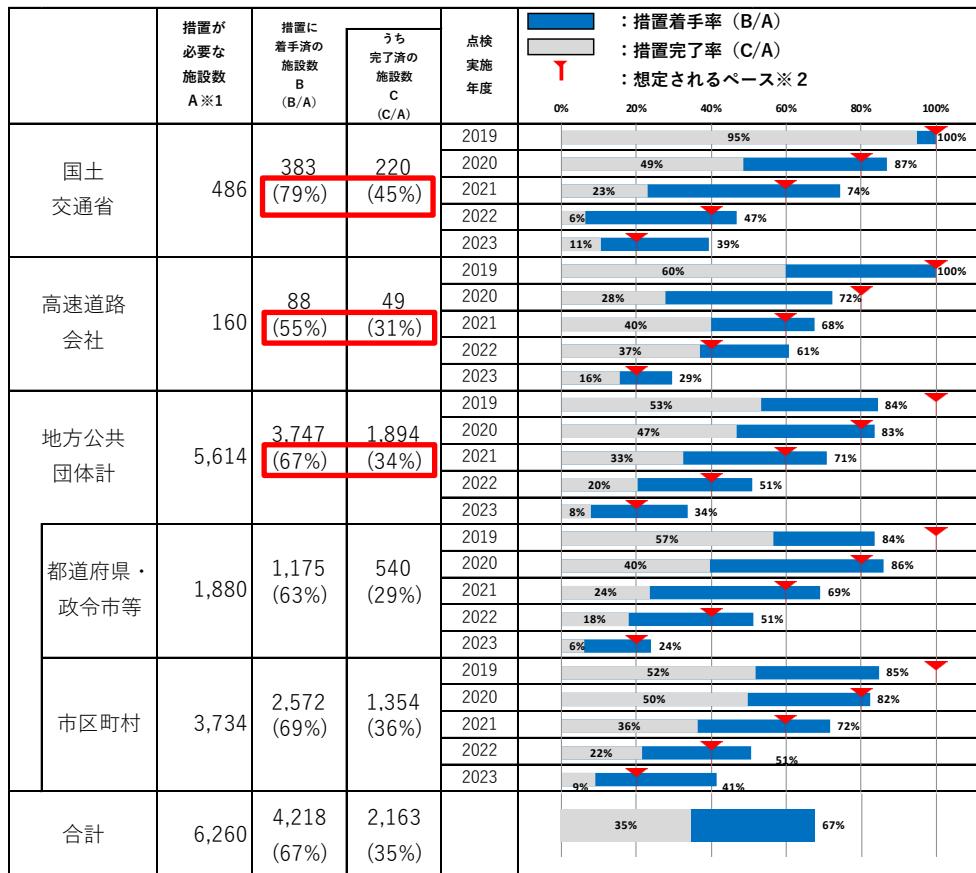


出典:道路メンテナンス年報(令和7年8月)より作成

# 2巡目点検で判定区分III、IVの橋梁の修繕等措置の実施状況《九州・大分県》

○2巡目点検(2019~2023年度)で早期に措置を講ずるべき状態(区分III)又は緊急に措置を講ずるべき状態(区分IV)と判定された橋梁のうち、  
修繕等の措置に着手した割合は、国土交通省管理:62%、地方公共団体管理:67%(うち市町村管理:77%)  
修繕が完了した割合は、国土交通省管理:43%、地方公共団体管理:31%(うち市町村管理:31%)

## ■ 大分県



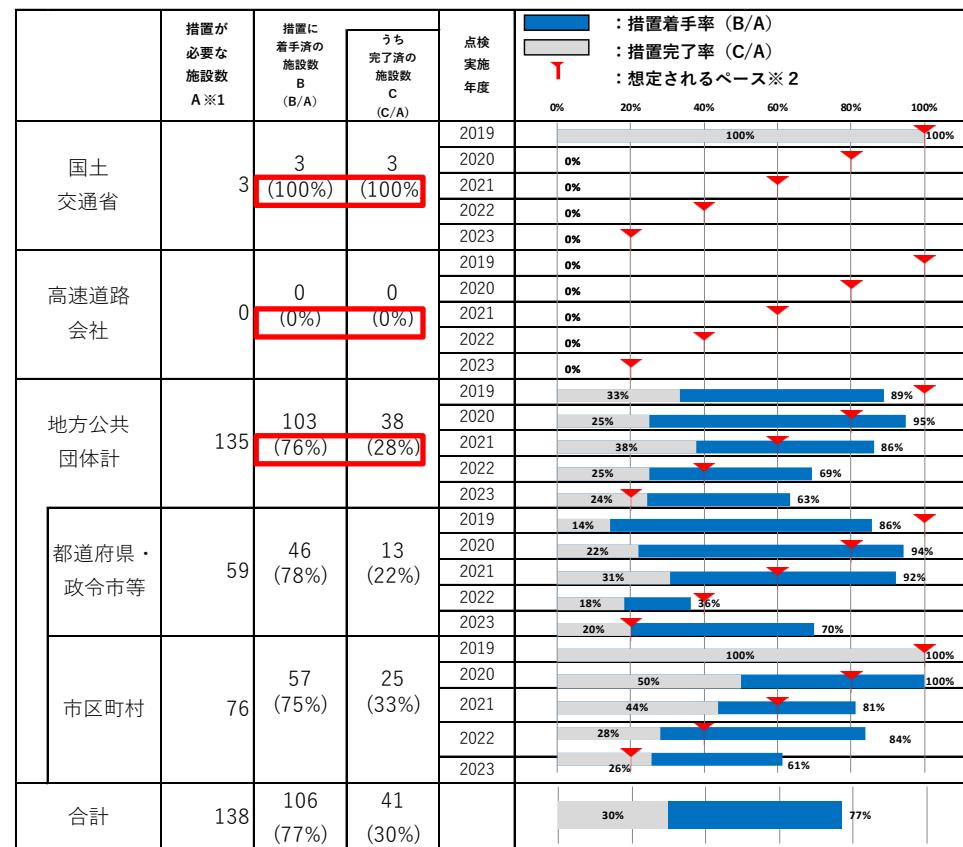
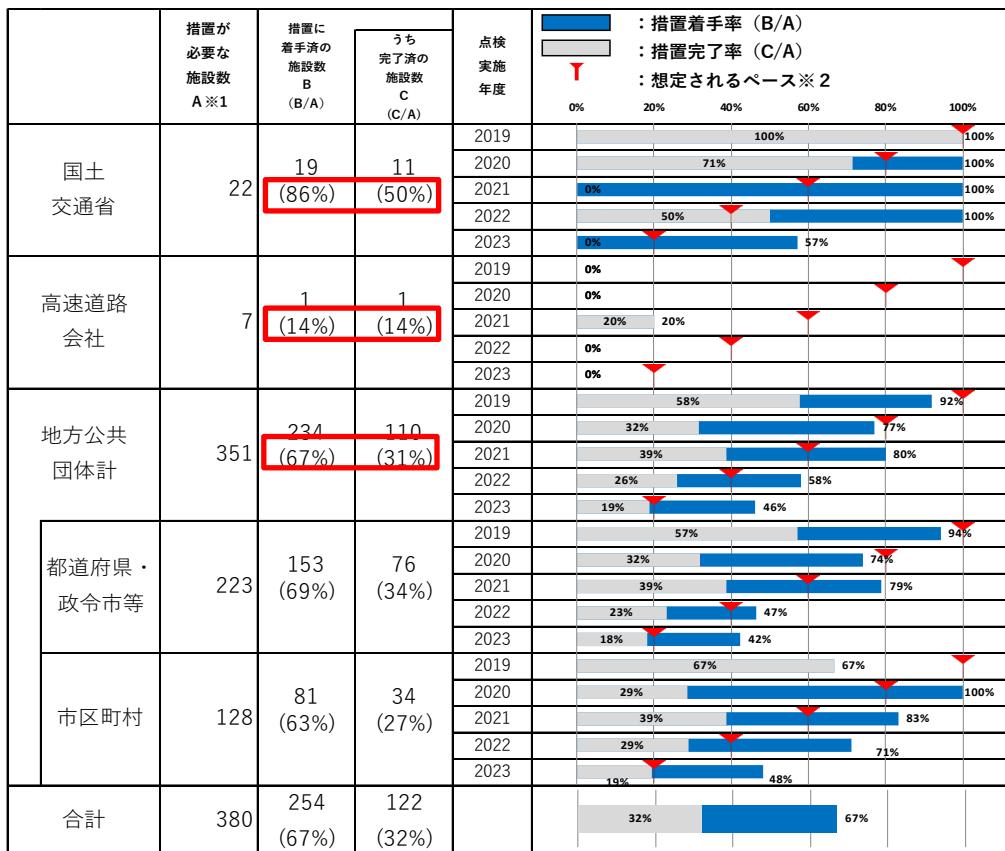
※1. 2巡目(2019年度~2023年度)の点検における判定区分III、IVの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

※2. 2024年度末時点での次回点検までの修繕等措置の実施を考慮した場合に想定されるベース。

# 2巡目点検で判定区分III、IVのトンネルの修繕等措置の実施状況《九州・大分県》

○2巡目点検(2019～2023年度)で早期に措置を講ずるべき状態(区分III)又は緊急に措置を講ずるべき状態(区分IV)と判定されたトンネルのうち、  
修繕等の措置に着手した割合は、 国土交通省管理:100%、地方公共団体管理:76%(うち市町村管理:75%)  
修繕が完了した割合は、 国土交通省管理:100%、地方公共団体管理:28%(うち市町村管理:33%)

## ■ 大分県



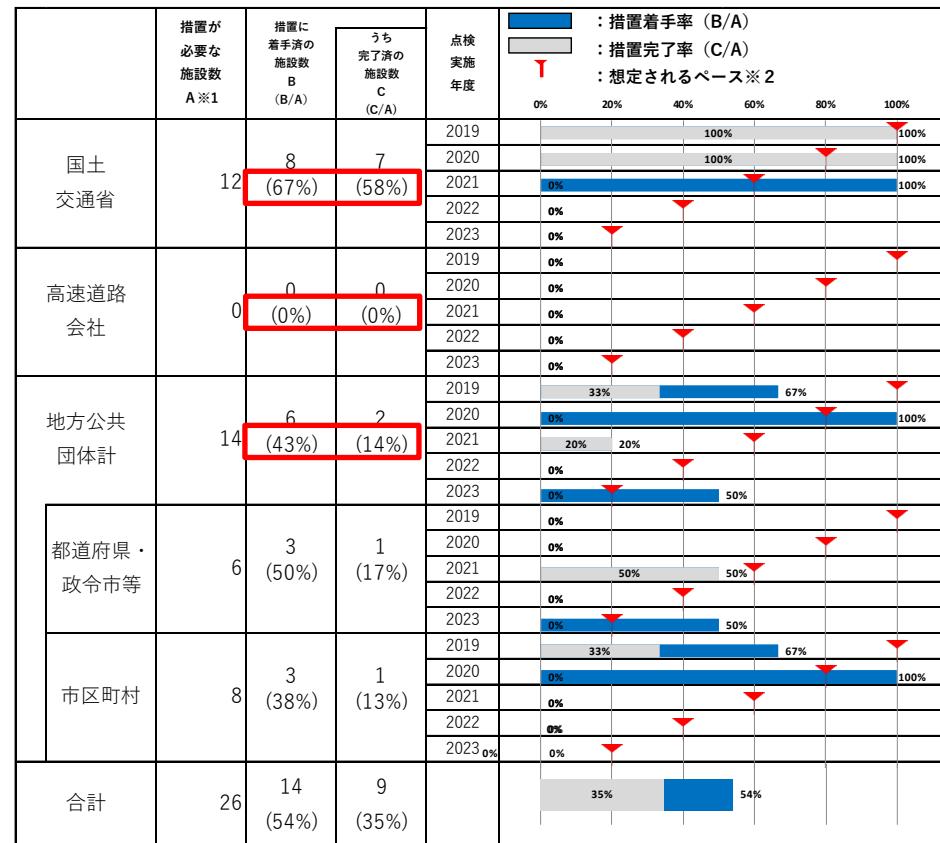
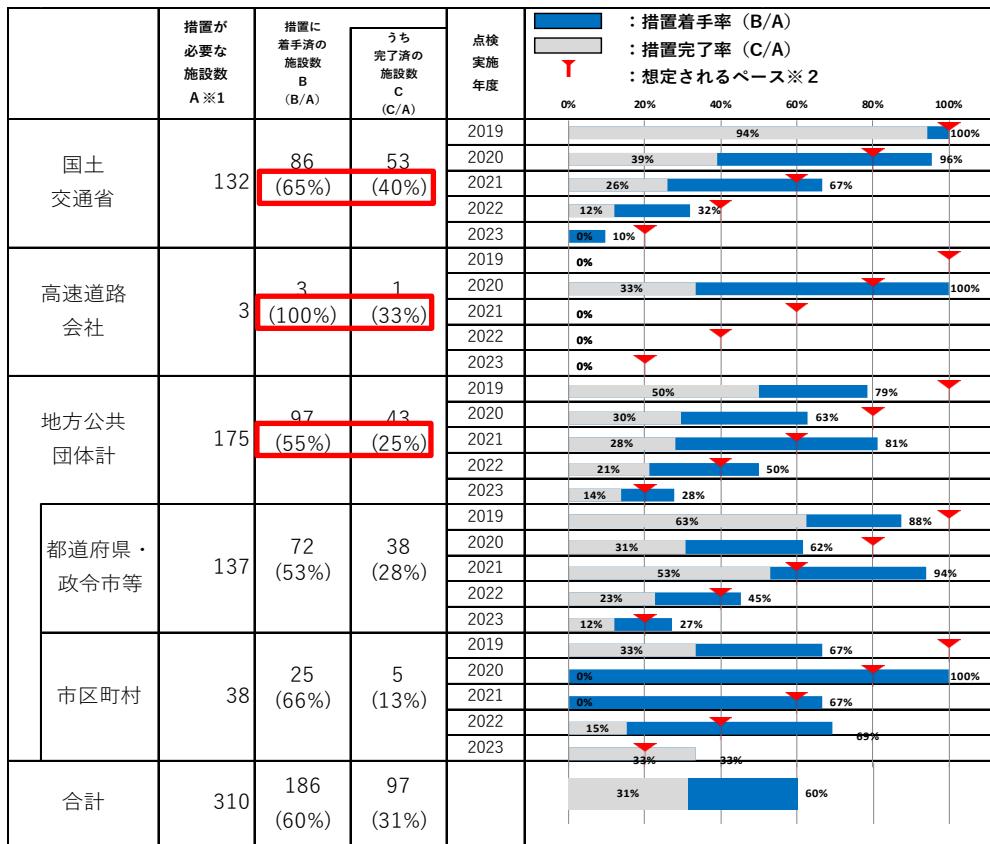
※1. 2巡目（2019年度～2023年度）の点検における判定区分III、IVの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

※2. 2024年度末時点での次回点検までの修繕等措置の実施を考慮した場合に想定されるペース。

# 2巡目点検で判定区分III、IVの道路附属物の修繕等措置の実施状況《九州・大分県》

○2巡目点検(2019～2023年度)で早期に措置を講ずるべき状態(区分III)又は緊急に措置を講ずるべき状態(区分IV)と判定された道路附属物のうち、  
修繕等の措置に着手した割合は、国土交通省管理:67%、地方公共団体管理:43%(うち市町村管理:38%)  
修繕が完了した割合は、国土交通省管理:58%、地方公共団体管理:14%(うち市町村管理:13%)

## ■ 大分県



### 3巡目点検で判定区分Ⅲ、Ⅳの橋梁の修繕等措置の実施状況<九州・大分県>

○3巡目点検(2024年度)で早期に措置を講ずるべき状態(区分Ⅲ)又は緊急に措置を講ずるべき状態(区分Ⅳ)と判定された橋梁のうち、  
 修繕等の措置に着手した割合は、 国土交通省管理:0%、地方公共団体管理:20%(うち市町村管理:27%)  
 修繕が完了した割合は、 国土交通省管理:0%、地方公共団体管理:1%(うち市町村管理:1%)

<九州>

	修繕が必要な施設数 A	修繕に着手済みの施設数 B (B/A)	修繕に完了済みの施設数 C (C/A)	点検実施年度	修繕着手率 (B/A) 修繕完了率 (C/A)					
					0%	20%	40%	60%	80%	100%
国土交通省	75	13 (17%)	1 (1%)	2024	1%	17%				
高速道路会社	40	1 (3%)	0 (0%)	2024	0%	3%				
地方公共団体計	1,010	133 (13%)	8 (1%)	2024	1%	13%				
県・政令市等	358	15 (4%)	1 (0%)	2024	0%	4%				
市町村	652	118 (18%)	7 (1%)	2024	1%	18%				
合計	1,125	147 (13%)	9 (1%)		1%	13%				

<大分県>

	修繕が必要な施設数 A	修繕に着手済みの施設数 B (B/A)	修繕に完了済みの施設数 C (C/A)	点検実施年度	修繕着手率 (B/A) 修繕完了率 (C/A)					
					0%	20%	40%	60%	80%	100%
国土交通省	5	0 (0%)	0 (0%)	2024	0%					
高速道路会社	11	0 (0%)	0 (0%)	2024	0%					
地方公共団体計	354	70 (20%)	2 (1%)	2024	1%	20%				
県・政令市等	93	0 (0%)	0 (0%)	2024	0%					
市町村	261	70 (27%)	2 (1%)	2024	1%	27%				
合計	370	70 (19%)	2 (1%)		1%	19%				

# 3巡目点検で判定区分Ⅲ、Ⅳのトンネルの修繕等措置の実施状況《九州・大分県》

○3巡目点検(2024年度)で早期に措置を講ずるべき状態(区分Ⅲ)又は緊急に措置を講ずるべき状態(区分Ⅳ)と判定されたトンネルのうち、  
 修繕等の措置に着手した割合は、 国土交通省管理:0%、地方公共団体管理:0%(うち市町村管理:0%)  
 修繕が完了した割合は、 国土交通省管理:0%、地方公共団体管理:0%(うち市町村管理:0%)

<九州>

	修繕が必要な施設数A	修繕に着手済みの施設数B (B/A)	修繕に完了済みの施設数C (C/A)	点検実施年度	修繕着手率(B/A) 修繕完了率(C/A)					
					0%	20%	40%	60%	80%	100%
国土交通省	3	1 (33%)	0 (0%)	2024	0%	33%				
高速道路会社	1	0 (0%)	0 (0%)	2024	0%					
地方公共団体計	59	3 (5%)	0 (0%)	2024	0%	5%				
県・政令市等	46	3 (7%)	0 (0%)	2024	0%	7%				
市町村	13	0 (0%)	0 (0%)	2024	0%					
合計	63	4 (6%)	0 (0%)		0%	6%				

<大分県>

	修繕が必要な施設数A	修繕に着手済みの施設数B (B/A)	修繕に完了済みの施設数C (C/A)	点検実施年度	修繕着手率(B/A) 修繕完了率(C/A)					
					0%	20%	40%	60%	80%	100%
国土交通省	1	0 (0%)	0 (0%)	2024	0%					
高速道路会社	0	0 (0%)	0 (0%)	2024	0%					
地方公共団体計	28	0 (0%)	0 (0%)	2024	0%					
県・政令市等	20	0 (0%)	0 (0%)	2024	0%					
市町村	8	0 (0%)	0 (0%)	2024	0%					
合計	29	0 (0%)	0 (0%)		0%					

### 3巡目点検で判定区分Ⅲ、Ⅳの道路附属物の修繕等措置の実施状況《九州・大分県》

○3巡目点検(2024年度)で早期に措置を講ずるべき状態(区分Ⅲ)又は緊急に措置を講ずるべき状態(区分Ⅳ)と判定された道路附属物のうち、  
 修繕等の措置に着手した割合は、 国土交通省管理:0%、地方公共団体管理:0%(うち市町村管理:0%)  
 修繕が完了した割合は、 国土交通省管理:0%、地方公共団体管理:0%(うち市町村管理:0%)

<九州>

	修繕が必要な施設数 A	修繕に着手済みの施設数 B (B/A)	修繕に完了済みの施設数 C (C/A)	点検実施年度	修繕着手率 (B/A) 修繕完了率 (C/A)					
					0%	20%	40%	60%	80%	100%
国土交通省	28	9 (32%)	1 (4%)	2024	4%	32%				
高速道路会社	2	0 (0%)	0 (0%)	2024	0%					
地方公共団体計	19	0 (0%)	0 (0%)	2024	0%					
県・政令市等	16	0 (0%)	0 (0%)	2024	0%					
市町村	3	0 (0%)	0 (0%)	2024	0%					
合計	49	9 (18%)	1 (2%)		2%	18%				

<大分県>

	修繕が必要な施設数 A	修繕に着手済みの施設数 B (B/A)	修繕に完了済みの施設数 C (C/A)	点検実施年度	修繕着手率 (B/A) 修繕完了率 (C/A)					
					0%	20%	40%	60%	80%	100%
国土交通省	4	0 (0%)	0 (0%)	2024	0%					
高速道路会社	0	0 (0%)	0 (0%)	2024	0%					
地方公共団体計	2	0 (0%)	0 (0%)	2024	0%					
県・政令市等	1	0 (0%)	0 (0%)	2024	0%					
市町村	1	0 (0%)	0 (0%)	2024	0%					
合計	6	0 (0%)	0 (0%)		0%					

## II.点検及び修繕率向上に向けた 自治体支援について

# 1. 点検及び修繕率向上に向けた 自治体支援について

---

# 道路メンテナンス事業補助制度

## 制度概要

道路の点検結果を踏まえ策定される長寿命化修繕計画に基づき実施される道路メンテナンス事業に対し、計画的かつ集中的な支援を実施するもの

## 対象構造物

橋梁、トンネル、道路附属物等（横断歩道橋、シェッド、大型カルバート、門型標識）

## 対象事業

修繕、更新、撤去

〔※撤去は集約に伴う構造物の撤去や横断する道路施設等の安全の確保のための構造物の撤去、治水効果の高い橋梁の撤去を実施するもの  
※修繕、更新、撤去の計画的な実施にあたり必要となる点検、計画の策定及び更新を含む  
※集約・撤去や新技術等の活用に関する短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果を長寿命化修繕計画に記載 (R8年度から適用)〕

## 優先支援事業 (R7年度)

- ・新技術等を活用する事業<sup>※1</sup>
- ・長寿命化修繕計画に短期的な数値目標<sup>※2</sup>及びそのコスト縮減効果を記載した自治体の事業
- ・『地域インフラ群再生戦略マネジメント』<sup>※3</sup>のモデル地域において広域連携により実施する事業

〔※1 コスト縮減や事業の効率化等を目的に新技術等を活用する事業のうち、試算などにより効果を明確にしている事業

※2 「集約・撤去」または「新技術等の活用」に関する数値目標

※3 広域・複数・多分野のインフラを「群」として捉え、総合的かつ多角的な視点から戦略的に地域のインフラをマネジメントするもの〕

## 事業イメージ

- 地方公共団体は、長寿命化修繕計画（個別施設計画）を策定
- 橋梁、トンネル、道路附属物等の個別施設毎に記載された計画に位置づけられた道路メンテナンス事業を支援

## 国費率

国費：5.5／10×δ (δ：財政力指数に応じた引上率)

## 国庫債務負担行為の活用

国庫債務負担行為を可能とし、効率的な施工（発注）の実施と工事の平準化を図る



# 道路メンテナンス事業補助制度における優先的な支援(R7年度)



□ 背景・概要 今後の維持管理・更新費の増加や将来の人口減少が見込まれる中、老朽化が進行する道路施設に対応するためには、新技術等の活用促進、実効性のある長寿命化修繕計画の策定促進および『地域インフラ群再生戦略マネジメント』の取組促進を図る必要があることから、道路メンテナンス事業補助制度において優先的な支援を実施。

## 優先支援①「新技術等の活用促進」

### 優先支援対象

コスト縮減や事業の効率化等を目的に新技術等を活用する事業のうち、試算などにより効果を明確にしている事業

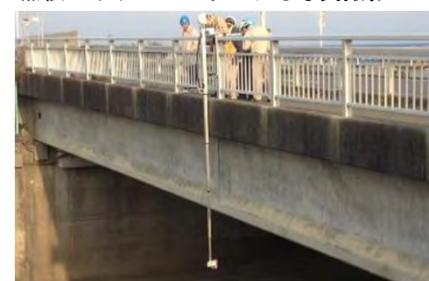
従来 **近接・野帳の記入が必要**

ポートによる近接目視

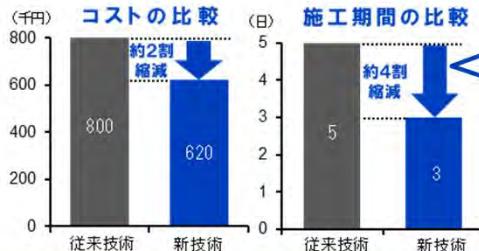


新技術 **近接・野帳の記入が不要**

点検ロボットカメラによる写真撮影



※「点検支援技術性能能力タログ(案)」に掲載されている技術等の活用



- 点検ロボットカメラによる写真撮影と画像処理による損傷図作成
- 橋上や地上から損傷の把握が可能であり、損傷状況スケッチ・野帳への記入、損傷図作成に係るコストや施工期間の縮減、安全性の向上が図られる

## 優先支援②「実効性ある長寿命化修繕計画の策定促進」

### 優先支援対象

長寿命化修繕計画において「集約・撤去」や「新技術等の活用」に関する短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果を記載した自治体の事業

○○市  
橋梁  
長寿命化修繕計画  
【個別施設計画】

記載内容  
・計画全般の方針  
・短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果  
・個別の構造物ごとの事項  
(諸元、点検結果等)

【集約化・撤去】

- (例)  
以下の取組を実施することで、令和7年度までに○○千万円のコスト縮減を目指す
- 令和5年度までに、迂回路が存在し交通量の少ない○橋の集約化・撤去を目指す

【新技術等の活用】

- (例)  
令和7年度までに、管理する橋梁の内○○橋で新技術を活用し、従来技術を活用した場合と比較して○千万円のコスト縮減を目指す。

具体的な取り組み内容や期間、数値目標の記載

### 【記載事例】

集約化・撤去

令和2年度点検の結果、迂回路が存在し集約が可能と考えられる3橋のうち判定区分Ⅲとなつた1橋について、今後、周辺状況や利用調査を基に、令和7年度までの集約化・撤去を目指すことで、更新時期を迎える令和17年度までに必要となる費用を約6割程度縮減することを目指します。

新技術等  
の活用

2025年(令和7年)までの5年間に、定期点検を実施する橋梁3橋については、長大河川及び水面部、又は高橋脚等の損傷確認で、費用の縮減や事業の効率化等の効果が見込まれる新技術(あるいは新技術に類する技術)を活用し、200万円のコスト縮減を目指します。

## 優先支援③「『地域インフラ群再生戦略マネジメント』の取組促進」

### 優先支援対象

『地域インフラ群再生戦略マネジメント※1』のモデル地域※2において広域連携により実施する事業



一つの市区町村がリードし、複数市区町村で連携



都道府県がリードし、管内の市区町村と連携

※1 『地域インフラ群再生戦略マネジメント』(以下、群マネ)とは、広域・複数・多分野のインフラを「群」として捉え、総合的かつ多角的な視点から戦略的に地域のインフラをマネジメントするもの。

※2 群マネの取組を全国的に展開していくため、地方公共団体を対象にモデル地域の公募を行い、令和5年12月1日に選定された地域。

## 概要

◇ 地域の防災・減災、安全を実現する「整備計画」に基づく地方主体の次の取組について、基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援。

- ※ 計画期間 3～5年
- ※ 地方公共団体が単独で、又は共同して整備計画を策定
- ※ 地域の防災性・安全性の向上を測るアウトカム指標を掲げる。

### ・ 地域における事前防災・減災対策

- ※ インフラや住宅・建築物の耐震化、堤防・岸壁の緊急対策、避難地や防災拠点等となる都市公園の整備 等

### ・ 地域における老朽化対策

- ※ 総点検を踏まえたインフラ長寿命化計画の推進 等

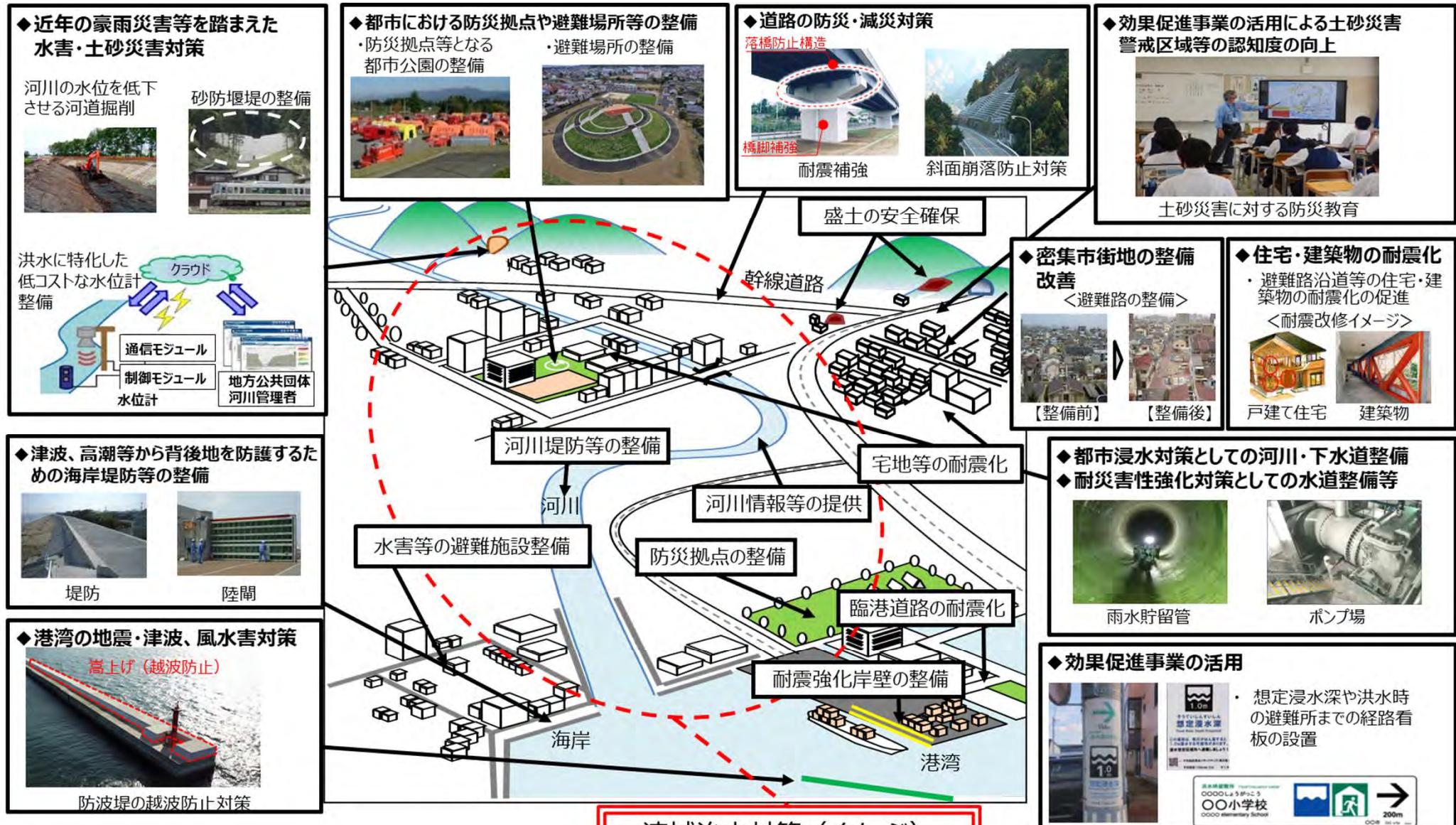
### ・ 地域における生活空間の安全確保

- ※ 通学路の交通安全対策、ブロック塀の耐震化、歩道・公園施設等の公共空間のバリアフリー化 等

# 防災・安全交付金による集中的支援

## 【地域における事前防災・減災対策】

防災・安全交付金を活用し、地震・津波や頻発する風水害・土砂災害に対する事前防災・減災対策を支援。



# 防災・安全交付金による集中的支援

## 【地域における事前防災・減災対策】

切迫する南海トラフ巨大地震、首都直下地震等の発生時における地震被害の軽減を図るため、防災・安全交付金を活用し、密集市街地の防災性の向上、住宅・建築物等の耐震化等に対し支援。

### 避難所、劇場等の天井の耐震化

#### ○天井脱落の被害事例



体育館



音楽ホール



### 公営住宅の耐震化



▲外付けフレーム耐震補強

### エレベーターの安全確保

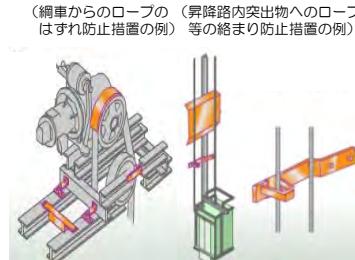
- 既設エレベーターの防災対策改修※の支援
- ※地震時管制運転装置の設置、主要機器の耐震補強措置、戸開走行保護装置の設置、釣合おもりの脱落防止対策、主要な支持部分の耐震化、リスタート運転機能の追加、自動診断・仮復旧運転機能の追加

#### 地震時管制運転装置の設置



P波を感じ、最寄り階に自動連転し、乗客をエレベーター外に避難させる

#### 主要機器の耐震補強措置



(綱車からのロープの（昇降路内突出物へのロープはすれ防止措置の例）等の絡まり防止措置の例)

### 住宅・建築物の耐震化

- 避難路沿道等の住宅・建築物の耐震化の促進

#### ○耐震改修イメージ

##### <戸建住宅>

筋交いによる補強  
構造用合板による補強  
筋交いのタスキ掛け



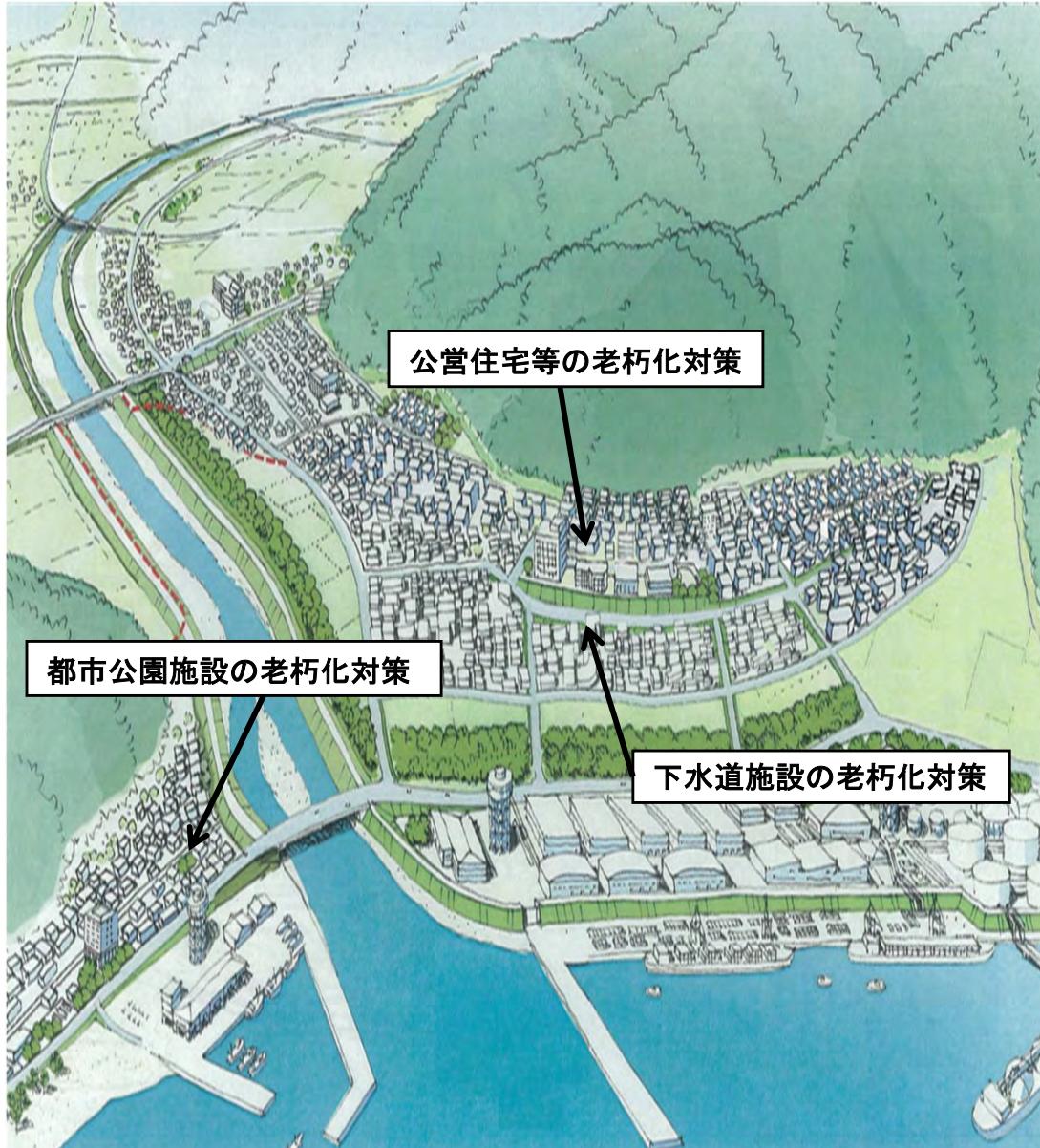
##### <建築物>



鉄骨ブレースによる壁の補強

# 防災・安全交付金による集中的支援 【地域における老朽化対策】

防災・安全交付金を活用し、老朽化した社会資本等の総点検、それを踏まえた緊急対策、長寿命化等戦略的維持管理・更新の実施を支援。



## ◆下水道施設の老朽化対策



テレビカメラによる  
管路の点検・調査

## ◆公営住宅等の老朽化対策

老朽化した公営住宅を更新し安全・安心な住宅ストックを確保



## ◆都市公園施設の老朽化対策



緊急対策が必要な施設の例

老朽化した園路の改修

# 防災・安全交付金による集中的支援

## 【地域における生活空間の安全確保】

防災・安全交付金を活用し、地震時等に著しく危険な密集市街地に関する対策や通学路等の生活空間における交通安全対策等の実施を支援。

### 《地震時等に著しく危険な密集市街地に関する対策》

#### 延焼を抑制し避難路となる道路や避難場所となる公園・広場等の整備



#### 老朽建築物の除却や延焼防止性能の高い建築物への建替え



### 《子供の移動経路等の生活空間における交通安全対策》

#### ○通学路交通安全プログラムに基づく交通安全対策 ⇒ビッグデータを活用した生活道路対策に 対して特に重点的に配分



#### ○未就学児が日常的に集団で移動する 経路における交通安全対策



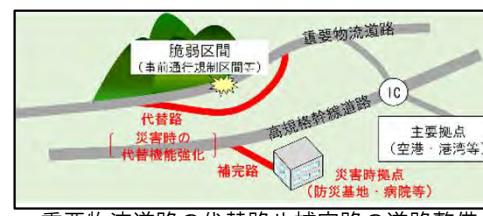
#### ○鉄道との結節点における歩行空間の ユニバーサルデザイン化

#### ○地方版自転車活用推進計画に基づく 自転車通行空間整備 ⇒ナショナルサイクリルートにおける自転車 通行空間整備に対して特に重点的に配分

### 《国土強靭化地域計画に基づく事業（防災・減災）》

#### ○重要物流道路の脆弱区間の代替路や災害時拠点（備蓄基地・総合病院等） への補完路として、国土交通大臣が指定した道路の整備事業

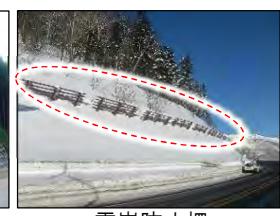
#### ○災害時にも地域の輸送等を支える道路の整備や防災・減災に資する事業 のうち、早期の効果発現が見込める事業



重要物流道路の代替路や補完路の道路整備



法面法枠工



雪崩防止柵

# 公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）の概要（道路事業）

## 制度概要

地方公共団体において、道路の適正な管理を推進するために実施される地方単独事業について、地方財政措置を講じるもの

## 対象となる道路事業

インフラ長寿命化計画等を踏まえて、補助事業や社会资本整備総合交付金事業と一体として実施される以下の事業

- ①舗装の表層に係る補修（例：切削、オーバーレイ、路上再生等）※簡易アスファルト舗装（全層）を含む
- ②小規模構造物の補修・更新  
(例：道路照明施設、道路標識、防護柵、防雪柵、側溝、機械設備、小型擁壁、カルバート（大型を除く）等)
- ③法面・斜面の小規模対策工（例：落石防止柵、植生工、モルタル吹付工、排水工、土留工等）



<舗装のオーバーレイ>



<防護柵の取替>

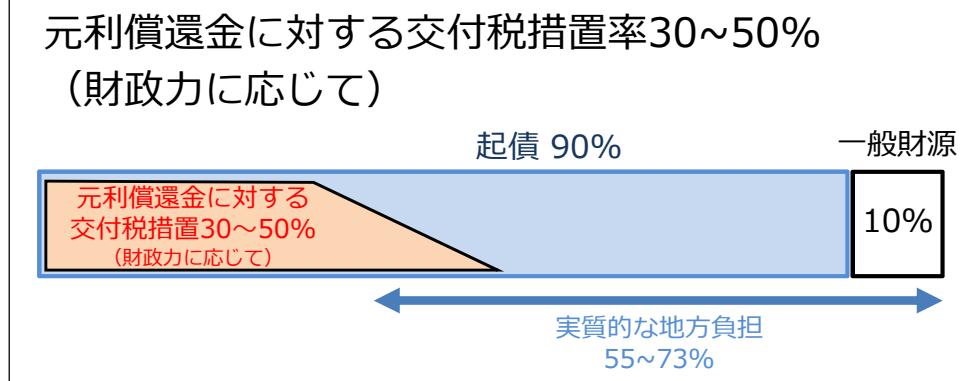


<落石防止柵の取替>

## 地方財政措置

充当率90%

元利償還金に対する交付税措置率30~50%  
(財政力に応じて)



## 緊急自然災害防止対策事業債の概要（道路事業）

### 制度概要

地方公共団体において、災害の発生予防・拡大防止のために実施される地方単独事業について、地方財政措置を講じるもの

### 対象となる道路事業

「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」と連携して実施される以下の事業

- ① 道路の法面・盛土の土砂災害防止対策  
(例：落石防止柵、植生工、モルタル吹付工、排水工、土留工等)
- ② 道路施設（小規模構造物等）の予防保全のための対策  
(例：防雪柵、側溝、機械設備、小型擁壁等の対策、舗装の表層に係る対策等)
- ③ 渡河部の橋梁や河川に隣接する道路構造物の流失防止対策  
(例：橋梁・道路の洗掘・流失対策)
- ④ 道路における無停電設備等に関する対策（例：機械設備の整備、道路照明のLED化等）
- ⑤ 大雪時の車両滞留危険箇所に関する対策（例：防雪施設、消融雪施設、除雪機械等の整備等）



### 地方財政措置

充当率100%

元利償還金に対する交付税措置率70%

起債 100%

元利償還金に対する  
交付税措置70%

実質的な地方負担 30%

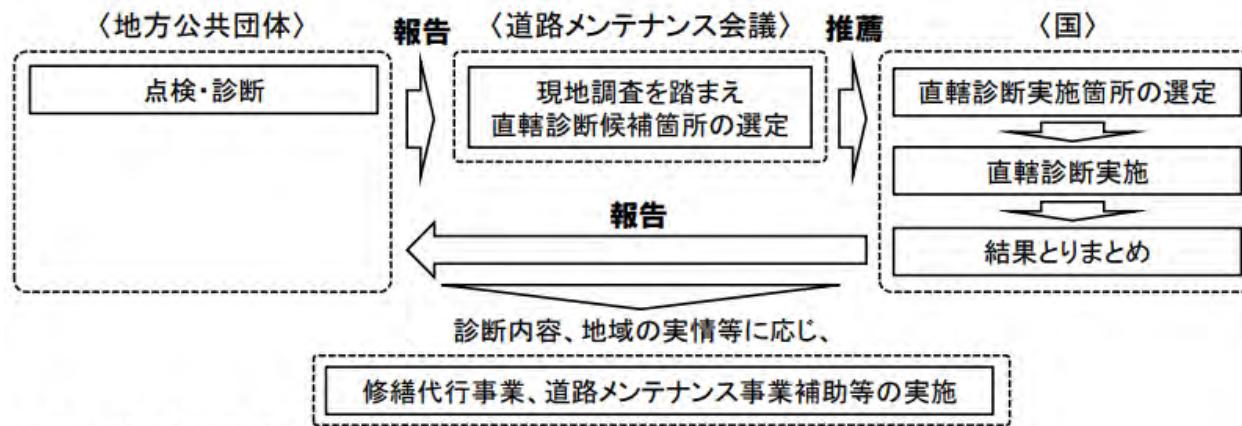
## 2. 九州地方整備局の自治体支援

---

# 直轄診断・修繕代行について

- 地方公共団体への支援として、要請により緊急的な対応が必要かつ高度な技術力を要する施設について、地方整備局、国土技術政策総合研究所、土木研究所の職員等で構成する「道路メンテナンス技術集団」による直轄診断を実施。
- 診断の結果、診断内容や地域の実情等に応じ、修繕代行事業、道路メンテナンス事業補助等を実施。

## 【全体の流れ】



## 【直轄診断実施箇所】

### ■仁方隧道(広島県呉市)



〈仁方隧道の状況〉



覆工コンクリートの剥落・貫通ひびわれ

### ■天大橋(鹿児島県薩摩川内市)



〈天大橋の状況〉

下部工のひび割れ

## 【直轄診断実施箇所とその後の対応】

実施年度	直轄診断実施箇所	措置
H26 年度	三島大橋(福島県三島町)	修繕代行事業
	大渡ダム大橋(高知県仁淀川町)	修繕代行事業
	大前橋(群馬県嬬恋村)	大規模修繕・更新補助事業
H27 年度	沼尾シェッド(福島県南会津郡下郷町)	修繕代行事業
	猿飼橋(奈良県吉野郡十津川村)	修繕代行事業
H28 年度	呼子大橋(佐賀県唐津市呼子町)	修繕代行事業
	万石橋(秋田県湯沢市)	修繕代行事業
	御鉢橋(群馬県神流町)	修繕代行事業
	音沢橋(富山県黒部市)	修繕代行事業
H29 年度	乙姫大橋(岐阜県中津川市)	修繕代行事業
	仁方隧道(広島県呉市)	修繕代行事業
H30 年度	天大橋(鹿児島県薩摩川内市)	修繕代行事業
	秩父橋(埼玉県秩父市)	修繕代行事業
R1 年度	古川橋(静岡県吉田町)	修繕代行事業
R2 年度	白老橋(北海道白老町)	修繕代行事業
R2～3 年度	鶴舞橋(奈良県奈良市)	修繕代行事業
R4 年度	伊達崎橋(福島県伊達郡桑折町)	修繕代行事業
R7 年度	樋島大橋(熊本県上天草市)	修繕代行事業

○直轄診断の実施箇所は、以下の①～④の選定基準をすべて満たすものを対象

- ①当該施設の点検・診断・修繕に関し、複雑な構造を有する場合、劣化損傷の形態が特異な場合などの理由により高度な技術力等を要すること

例えば、以下のような構造物

- ・吊り橋、斜張橋、アーチ橋、長大橋等の特殊な構造物・大規模構造物
- ・急峻な谷間に存在するなど、高度な機械力を要する構造物
- ・アルカリ骨材反応、塩害、疲労破壊などの損傷が著しく、診断・修繕に高度な技術力を要する構造物
- ・建設後50年以上を経過し、劣化度合いが深刻であるとともに、建設時の設計、施工方法等の詳細が不明な構造物

- ②上記に対し、当該地方公共団体の技術力が十分とは言えないこと

- ③当該施設が社会的に影響の大きな路線に位置するもの

- ④地方公共団体自らが実施した点検・診断結果を踏まえ、当該施設に関して早期の対策が必要と判断されること。

# 直轄診断・修繕代行(呼子大橋:佐賀)

○佐賀県唐津市が管理する呼子大橋（PC箱桁橋・PC斜張橋、橋長728m）において、平成27年度に九州で初めての直轄診断を実施し、平成28年度より修繕代行に着手

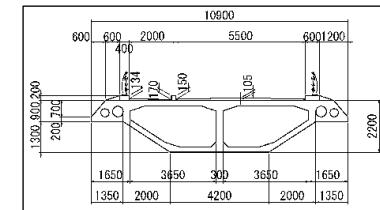
## 【呼子大橋の概要】



▲呼子大橋全景写真

所在地：佐賀県唐津市呼子町殿之浦  
路 線：市道呼子大橋線  
供用年：1989年（平成元年）

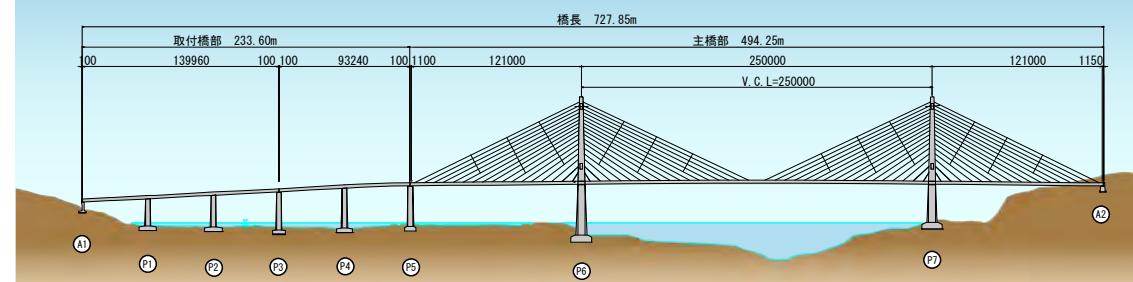
斜張橋部断面図



本土側

側面図

加部島側



道路メンテナンス技術集団による現地調査



唐津市副市長等への  
調査状況報告

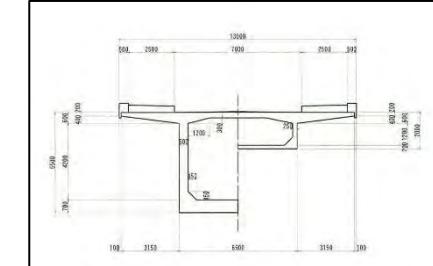
# 直轄診断・修繕代行(天大橋:鹿児島)

- 鹿児島県薩摩川内市が管理する天大橋（橋長 518m）において、平成30年度に直轄診断を実施し、令和元年度に修繕代行新規事業化
- 令和7年3月に薩摩川内市へ引き渡し完了

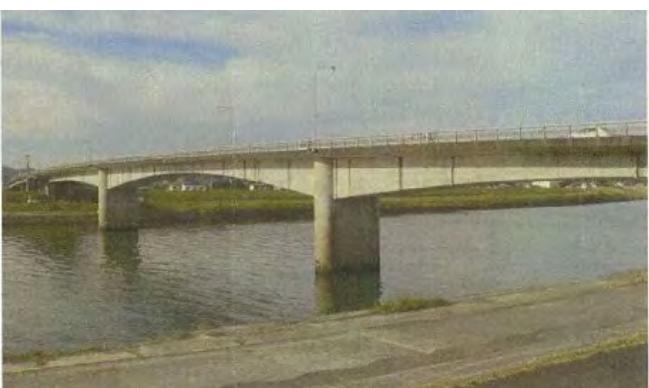
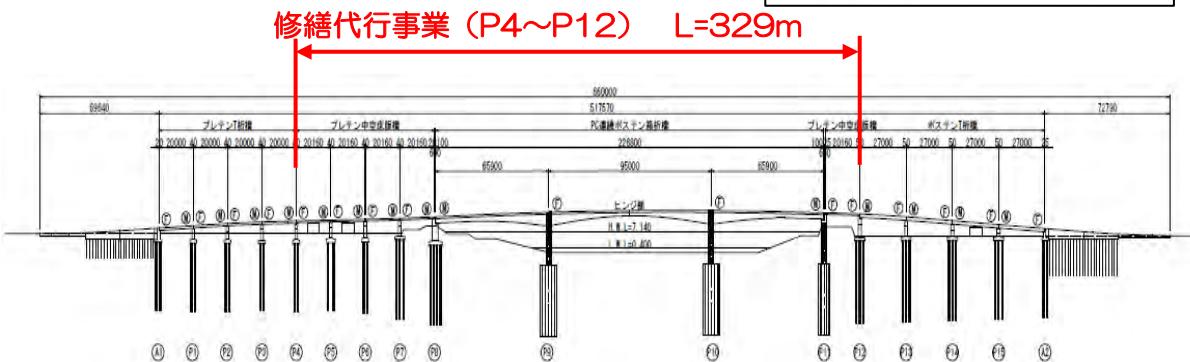


所在地：鹿児島県薩摩川内市平佐町  
路 線：市道 隅之城高城線  
供用年：1984年（昭和59年）

標準断面図



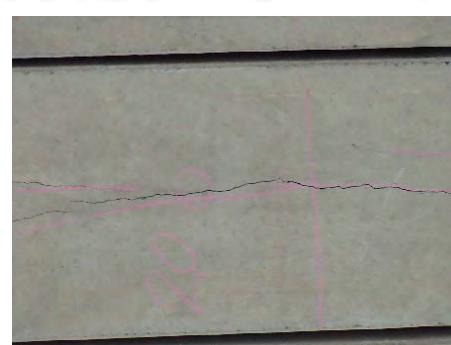
側面図



▲天大橋全景写真



▲直轄診断 (H31.2.18)



▲上部工（床版下面）のひび割れ



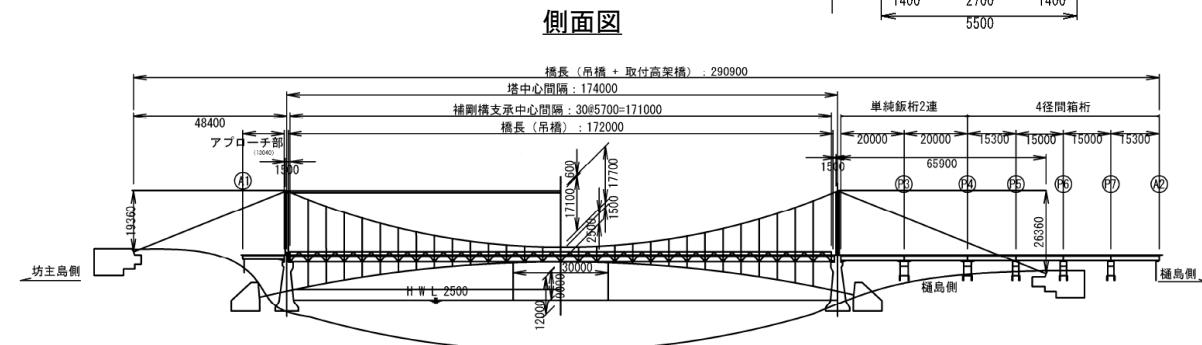
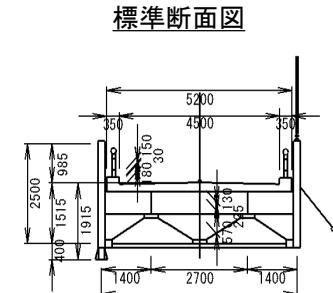
▲中央ヒンジ部の垂れ下がり

# 直轄診斷・修繕代行(樋島大橋:熊本)

- 熊本県上天草市が管理する樋島大橋（橋長290m）において、令和7年度より修繕代行新規事業化



所在地：熊本県上天草市龍ヶ岳町  
路線：市道坊主島下桶川線  
供用年：1972年（昭和47年）



### ▲樋島大橋全景写真

▲道路メンテナンス技術集団による現地調査

- 「特定の条件を満足する溝橋の定期点検に関する参考資料」の周知促進を図るため、各都道府県道路メンテナンス会議主催による現地講習会を開催する。

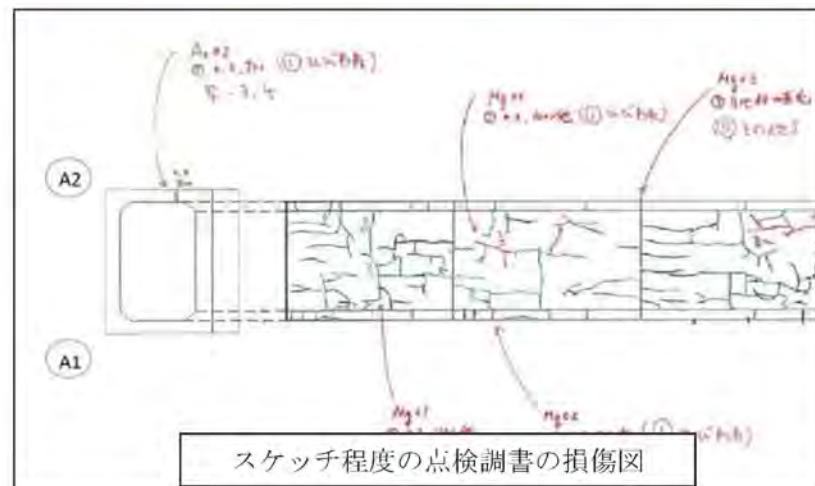
- 実施概要

対象者：国・地公体職員、コンサルタント技術者  
場 所：地公体（都道府県）管理の橋梁から各都道府県内1箇所程度を選定  
主 催：各都道府県道路メンテナンス会議（都道府県単位で開催）  
内 容：特定の溝橋の参考資料の座学、現場での実演（全3時間程度）



- 主な説明ポイント

- ①2名体制による現地点検作業の実施。
- ②対象となる損傷や部位が限定的であることの説明（溝橋 6 損傷）。
- ③近接目視の代用として援用機器の採用。（画像等の援用など、例えば自撮り棒の活用）
- ④点検調書はスケッチ程度の損傷図で記録。
- ⑤前回調書を活用した効率的な点検。



# 点検支援技術活用講習会の開催について（R1からの継続）

- 地方公共団体の点検支援技術に対する理解を深め、定期点検業務の中での技術の活用方法や留意点等に関する知見を習得し、自らの定期点検に反映してもらうことを目的に講習会を開催。
- 講習会は各県の道路メンテナンス会議を通じて開催。

## 《実施概要》

対象者：地方公共団体・点検従事者（コンサル等）  
場 所：地方公共団体が管理する構造物

## 《講習会での説明内容》

- 地方公共団体が定期点検の中で点検支援技術を円滑に活用できるよう、技術活用の流れや留意点等について説明
- 点検支援技術を活用する流れ  
(ガイドライン、性能力タログの活用方法等)
- 技術の活用目的の整理、技術の選定方法
- 事前準備(関係機関への届出等)
- 現地調査(実機での調査)
- 成果の活用、点検調書等への記録
- 意見交換



現地調査のイメージ

## インフラ点検支援技術等 体験研修会のご案内

目的

ドローン・ロボット・センサー・AI技術を活用したインフラ点検支援技術等の研修・展示・体験会



日時

令和6年2月16日(金) 13:30~15:45 研修会(100名様、要申込み)  
【13:00~13:30 受付】  
13:30~17:00 展示・体験会(自由参加)

場所

大分県大分市『レゾナックドーム』  
研修会 : B1-406会議室  
展示・体験会: 西ゲート側ホワイエ  
<https://www.oita-sportspark.jp/access>



内容

先端技術を活用した、  
・橋梁やトンネル等のインフラ点検支援技術に関する研修会  
・インフラ点検支援技術やドローン等の展示・体験会

共催

大分県土木建築部  
大分県ドローン協議会 測量・点検・調査分科会

申込方法

◆研修会: 研修会事務局において研修会の参加申込みを受付けます。  
◆展示・体験会: 参加申込み不要ですが、必ず会場入り口にて名刺のご提出又は、受付け票にご記入をお願いします。  
建設コンサルタント協会 CPD認定申請予定です。対象は、研修会のみです。

### 申込み・お問合せ先

- ◆研修会事務局: 大分県土木建築部 道路保全課 担当: 小松、上野  
(申込受付) TEL: 097-506-4584 E-mail: [a17150@pref.iota.lg.jp](mailto:a17150@pref.iota.lg.jp)
- ◆展示会事務局: 大分県ドローン協議会 担当: 山田(西日本ロボット・ドローンセンター)  
TEL: 097-578-7811 E-mail: [info@wj-rdc.jp](mailto:info@wj-rdc.jp)

実施日: 令和6年2月16日(金)

実施場所: レゾナックドーム大分(大分県大分市)

参加者:

行政機関(県・市町村等) 44名

大分県建設技術センター 5名

測量設計コンサルタンツ協会 26名 計75名



↑  
展示・体験会

←点検支援技術  
の紹介